投資信託説明書
（請求目論見書）

使用開始日 2025.12.13

トピックスオープン

追加型投信／国内／株式／インデックス型

ファンドは、NISAの成長投資枠の対象です。
※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

この目論見書により行う「トピックスオープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を 2025 年 6 月 13 日に関東財務局長に提出しており、2025 年 6 月 14 日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

発行者名	：三菱UFJアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	：取締役社長　横川　直
本店の所在の場所	：東京都港区東新橋一丁目９番１号
縦覧に供する場所	：該当事項はありません。

MUFG 三菱UFJアセットマネジメント

◇MSM-925145-0000-20251213◇

目次

第一部【証券情報】 1
（１）【ファンドの名称】 1
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 1
（３）【発行（売出）価額の総額】 1
（４）【発行（売出）価格】 1
（５）【申込手数料】 1
（６）【申込単位】 1
（７）【申込期間】 1
（８）【申込取扱場所】 2
（９）【払込期日】 2
（１０）【払込取扱場所】 2
（１１）【振替機関に関する事項】 2
（１２）【その他】 2
第二部【ファンド情報】 3
第１【ファンドの状況】 3
第２【管理及び運営】 28
第３【ファンドの経理状況】 33
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 98
第三部【委託会社等の情報】 99
第１【委託会社等の概況】 99
約款 130

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

トピックスオープン（「ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：営業日の 9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/
（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

（5）【申込手数料】

申込価額（発行価格）× 2.2%（税抜 ２%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

（6）【申込単位】

販売会社が定める単位
申込単位は販売会社にご確認ください。

（7）【申込期間】

2025 年 6 月 14 日から 2026 年 6 月 15 日まで
※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。
販売会社は、下記にてご確認いただけます。
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。
各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、「東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）」と連動する投資成果を目標として運用を行います。
信託金の限度額は、1,000 億円です。
＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。
当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MRF	特殊型（　　）
	内外	不動産投信	ETF	
		その他資産（　　）		
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリーファンド	あり（　）	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	日本				
大型株	年４回	北米			ＴＯＰＩＸ（配当込み）	条件付運用型
中小型株	年６回	欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし		
債券	（隔月）	アジア				ロング・ショート型／絶対収益追求型
一般	年 12 回	オセアニア			その他（　　）	
公債	（毎月）	中南米				
社債	日々	アフリカ				その他（　　）
その他債券	その他	中近東				
クレジット属性（　　）	（　）	（中東）				
		エマージング				
不動産投信						
その他資産（投資信託証券（株式　一般））						
資産複合（　　）						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。
※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に規定するＭＭＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第１号および第２号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回		信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 12 回（毎月）		信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ		信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の

		資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ（ＴＯＰＩＸ（配当込み）※）	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 ※　ＴＯＰＩＸ（配当込み）は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社のファンドにおける定義により、信託約款において、東証株価指数ＴＯＰＩＸ（配当込み）に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

［ファンドの目的・特色］

ファンドの目的

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、わが国の株式の指標である東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

特色1 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）※に連動する投資成果をめざします。

・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）をベンチマークとします。

特色2 原則として、株式（株価指数先物取引等を含む）の実質組入比率を高位に保ちます。

・対象インデックスとの連動を維持するため、実質組入比率を引き下げる、あるいは実質組入比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

<運用プロセスのイメージ>

ステップ1：投資対象ユニバースの作成
↓ ベンチマーク採用銘柄を主要投資対象とします。

ステップ2：ポートフォリオ案の作成
↓ モニタリング結果に加えて、ファンドの資金動向やベンチマーク構成の変動などを考慮してポートフォリオ案を作成します。

ステップ3：売買執行
↓ 売買執行の際には、売買コストの抑制に留意します。

ステップ4：モニタリング
一連の投資行動を分析し、その結果をポートフォリオに反映することで、運用の継続的な改善に努めます。

❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

■ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

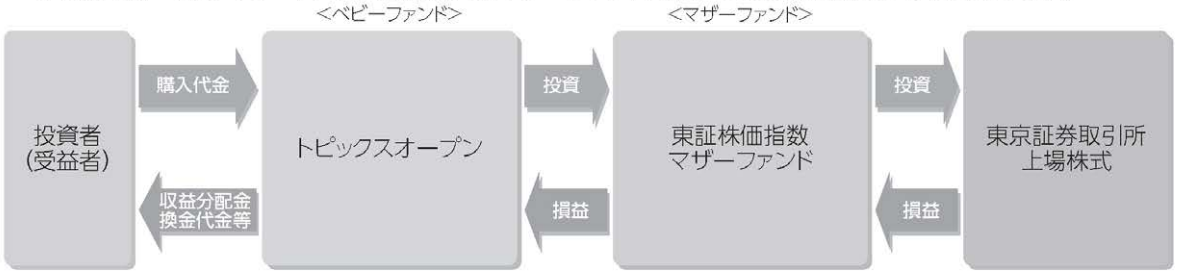

■主な投資制限

・株式への実質投資割合に制限を設けません。
・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
・デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

■分配方針

・年1回の決算時(3月14日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
・分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
・原則として、配当等収益の水準を考慮して分配します。
・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※ 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)(TOPIXといいます)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。
TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
JPXは、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXに係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
JPXは、TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
JPXは、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
本件インデックス・ファンドは、TOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、本件インデックス・ファンドの基準価額とTOPIXの指数値が著しくカイ離することがあります。
本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではありません。
JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。
JPXは、委託会社又は本件商品の購入者のニーズをTOPIXの指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。
以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

1990年3月15日	設定日、信託契約締結、運用開始
1998年3月14日	信託期間を2000年3月14日までから2010年3月14日までに変更
2001年10月5日	ファミリーファンド方式の導入
2001年12月14日	信託期間を2010年3月14日までから無期限に変更
2005年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱ＵＦＪ投信株式会社に承継

（3）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

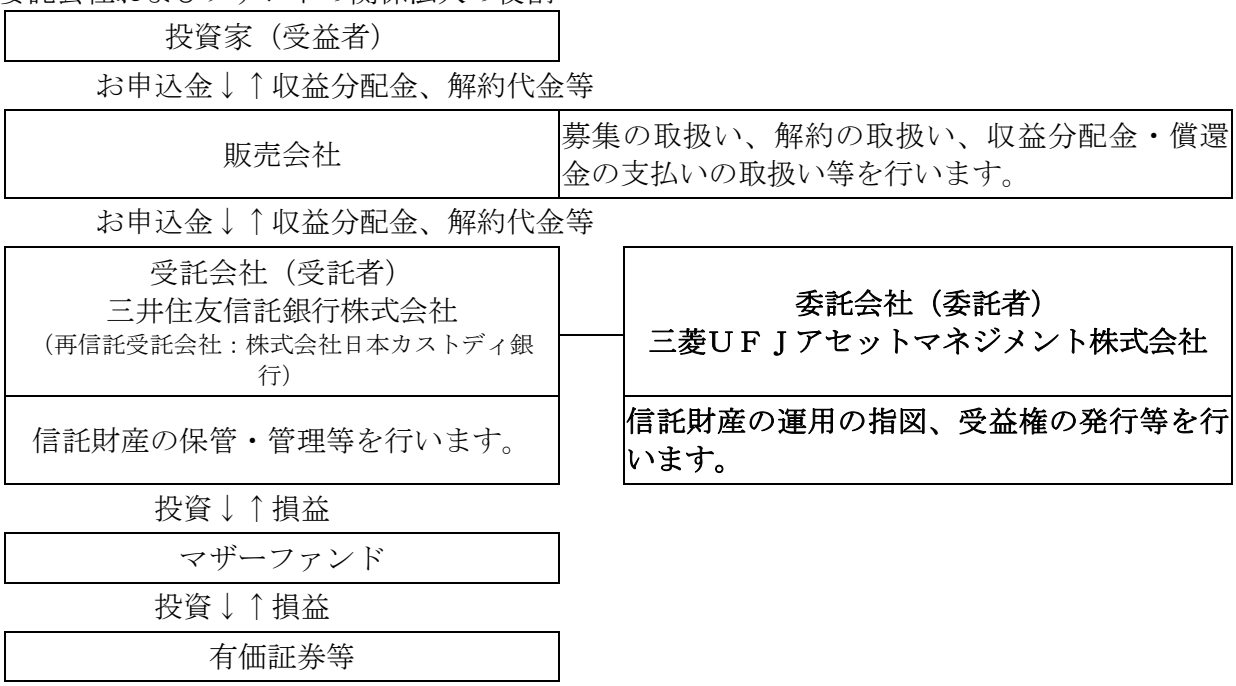

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2025 年 9 月末現在）

・金融商品取引業者登録番号
　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 404 号
・設立年月日
　1985 年 8 月 1 日
・資本金
　2,000 百万円
・沿革

1997 年 5 月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004 年 10 月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005 年 10 月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015 年 7 月	三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
2023 年 10 月	エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信

株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581 株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

東証株価指数マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式に直接投資することがあります。

東証株価指数マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の 50%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

ａ．有価証券先物取引等

ｂ．スワップ取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

①有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社とする東証株価指数マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 13 号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から 12．の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）
15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で 16．で定めるもの以外のもの
16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。以下 16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 18 号で定めるものをいいます。）
18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第 20 号で定めるものをいいます。）
20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第 16 号で定めるものをいいます。）
23．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24．外国の者に対する権利で 23．の有価証券の性質を有するもの

なお、１．の証券または証書ならびに 13．および 19．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２．から６．までの証券ならびに 16．の証券ならびに 13．および 19．の証券または証書のうち２．から６．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．および 15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５．の権利の性質を有するもの

＜東証株価指数マザーファンドの概要＞

（基本方針）

この投資信託は、「東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）」と連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）

（１）投資対象

東京証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

（２）投資態度

投資成果を「東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）」の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

（イ）最適ポートフォリオ作成の支援システム(注)を用いて、原則として 200 銘柄以上へ分散投資

を行います。

（ロ）買付または売付は原則として当該支援システムによる最適ポートフォリオを維持するように行います。

（ハ）株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建て額を加算し、または株価指数先物取引等の売建て額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は、原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）最適ポートフォリオ作成の支援システムとは、ポートフォリオとベンチマークがカイ離するリスクを業種や財務内容などの特性から分析するとともに、最適化によって逓減させるモデルです。

（投資制限）

①株式への投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④外貨建資産への投資は行いません。

⑤有価証券先物取引等を行うことができます。

⑥スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑦デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（３）【運用体制】

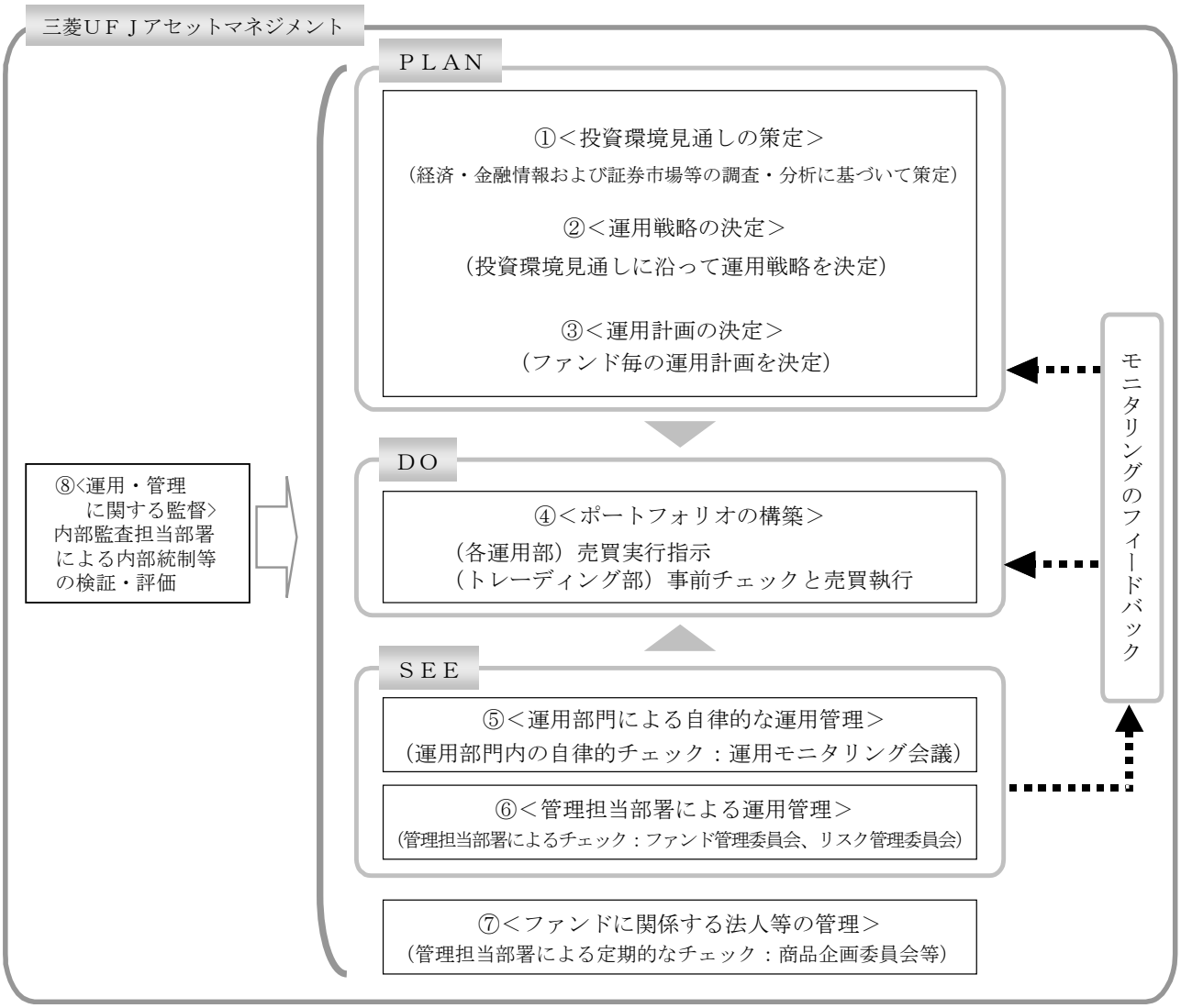

①投資環境見通しの策定
各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。
②運用戦略の決定
①で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。
③運用計画の決定
②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。
④ポートフォリオの構築
各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。
⑤運用部門による自律的な運用管理
運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。
⑥管理担当部署による運用管理
運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。
⑦ファンドに関係する法人等の管理
受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。
⑧運用・管理に関する監督
内部監査担当部署（10 名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。
なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
「運用担当者に係る事項」　https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞
①外貨建資産
外貨建資産への投資は行いません。
②新株引受権証券および新株予約権証券
ａ．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファン

ドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③投資信託証券

ａ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④同一銘柄の株式

同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。

⑤スワップ取引

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥信用取引

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

ｂ．ａ．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第 236 条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第 341 条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑦有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑧資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑨投資する株式等の範囲

ａ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

ｂ．ａ．の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑩有価証券の貸付

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｂ．ａ．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑫信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

（１）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。
（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

①価格変動リスク
一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②信用リスク
信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③流動性リスク
有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
・当ファンドは、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること等の要因によりカイ離を生じることがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制
委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。
また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、

監督します。
具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。
①コンプライアンス担当部署
法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。
②リスク管理担当部署
運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。
③内部監査担当部署
委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2020年10月末～2025年9月末)

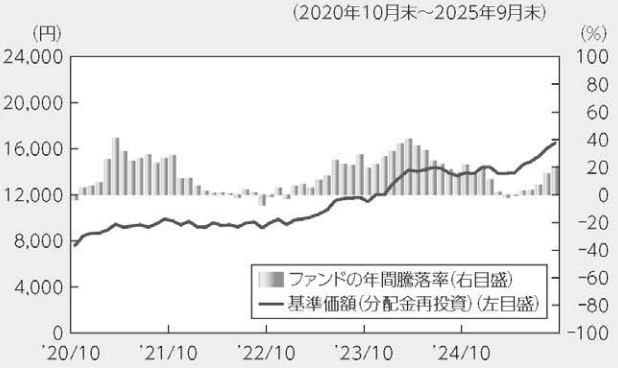

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年10月末～2025年9月末)

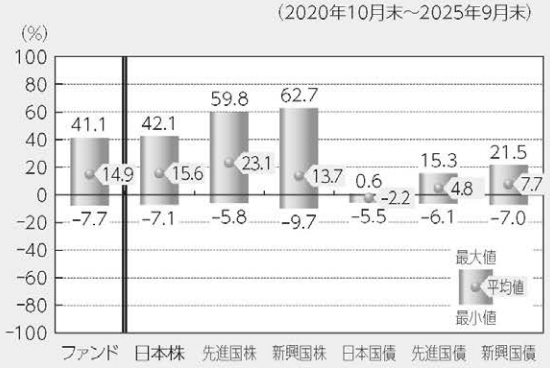

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）× 2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。
※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（2）【換金（解約）手数料】

かかりません。
※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（3）【信託報酬等】

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.55%（税抜 0.50%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期間の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.19%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.23%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（4）【その他の手数料等】

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315％（所得税 15％、復興特別所得税 0.315％、地方税５％）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315％（所得税 15％、復興特別所得税 0.315％、地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315％（所得税 15％、復興特別所得税 0.315％、地方税５％）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、ＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ＮＩＳＡをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315％（所得税 15％、復興特別所得税 0.315％）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特

別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2025 年 9 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年3月15日～2025年3月14日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.55%	0.55%	0.00%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

【トピックスオープン】

（1）【投資状況】

2025 年 9 月 30 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	14,003,137,953	99.99
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	1,398,943	0.01
純資産総額		14,004,536,896	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

2025 年 9 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	東証株価指数マザーファンド	2,982,436,947	3.9727	11,848,327,260	4.6952	14,003,137,953	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2025年 9月 30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第26計算期間末日（2016年 3月 14日）	7,748,186,404	7,748,186,404	5,882	5,882
第27計算期間末日（2017年 3月 14日）	8,135,017,116	8,135,017,116	6,819	6,819
第28計算期間末日（2018年 3月 14日）	8,526,134,640	8,526,134,640	7,653	7,653
第29計算期間末日（2019年 3月 14日）	7,730,779,735	7,730,779,735	7,079	7,079
第30計算期間末日（2020年 3月 16日）	5,866,262,787	5,866,262,787	5,611	5,611
第31計算期間末日（2021年 3月 15日）	8,958,491,605	8,958,491,605	9,086	9,086
第32計算期間末日（2022年 3月 14日）	8,281,894,252	8,281,894,252	8,484	8,484
第33計算期間末日（2023年 3月 14日）	9,040,612,321	9,040,612,321	9,312	9,312
第34計算期間末日（2024年 3月 14日）	12,312,708,244	12,312,708,244	12,980	12,980
第35計算期間末日（2025年 3月 14日）	12,218,450,871	12,318,921,716	13,377	13,487
2024年 9月末日	12,158,792,344	—	13,141	—
10月末日	12,361,604,047	—	13,383	—
11月末日	12,234,705,496	—	13,310	—
12月末日	12,683,619,567	—	13,839	—
2025年 1月末日	12,670,920,854	—	13,853	—
2月末日	12,135,176,646	—	13,322	—
3月末日	12,136,820,437	—	13,236	—
4月末日	12,116,443,469	—	13,276	—
5月末日	12,699,067,797	—	13,945	—
6月末日	12,908,888,994	—	14,211	—

7月末日	13,173,678,593	—	14,655	—
8月末日	13,661,882,734	—	15,311	—
9月末日	14,004,536,896	—	15,761	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第26計算期間	0円
第27計算期間	0円
第28計算期間	0円
第29計算期間	0円
第30計算期間	0円
第31計算期間	0円
第32計算期間	0円
第33計算期間	0円
第34計算期間	0円
第35計算期間	110円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第26計算期間	△10.33
第27計算期間	15.92
第28計算期間	12.23
第29計算期間	△7.50
第30計算期間	△20.73
第31計算期間	61.93
第32計算期間	△6.62
第33計算期間	9.75
第34計算期間	39.39
第35計算期間	3.90
第36中間計算期間	17.61

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（4）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第26計算期間	2,263,236,040	3,972,365,429	13,172,348,180
第27計算期間	948,981,855	2,191,168,255	11,930,161,780
第28計算期間	1,267,715,881	2,057,429,278	11,140,448,383
第29計算期間	684,796,063	905,176,933	10,920,067,513
第30計算期間	666,042,955	1,130,660,173	10,455,450,295

第 31 計算期間	735,432,504	1,331,362,171	9,859,520,628
第 32 計算期間	1,163,297,978	1,260,638,098	9,762,180,508
第 33 計算期間	753,785,807	807,500,056	9,708,466,259
第 34 計算期間	699,093,802	921,720,624	9,485,839,437
第 35 計算期間	548,774,820	900,901,037	9,133,713,220
第 36 中間計算期間	201,988,324	435,926,354	8,899,775,190

（参考）

東証株価指数マザーファンド

投資状況

2025 年 9 月 30 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
株式	日本	13,805,487,500	98.59
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	197,518,666	1.41
純資産総額		14,003,006,166	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2025 年 9 月 30 日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	188,460,000	1.35

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

2025 年 9 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	165,400	2,746.59	454,285,986	2,849.50	471,307,300	3.37
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	196,600	2,000.45	393,288,470	2,394.00	470,660,400	3.36
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	107,300	2,795.30	299,935,778	4,259.00	456,990,700	3.26
日本	株式	日立製作所	電気機器	79,900	3,648.27	291,496,773	3,930.00	314,007,000	2.24
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	15,400	7,875.07	121,276,078	18,685.00	287,749,000	2.05
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	62,900	3,865.47	243,138,063	4,176.00	262,670,400	1.88

日本	株式	任天堂	その他製品	19,600	10,272.49	201,340,804	12,805.00	250,978,000	1.79
日本	株式	三菱商事	卸売業	60,800	2,583.91	157,101,728	3,531.00	214,684,800	1.53
日本	株式	三菱重工業	機械	55,000	2,562.97	140,963,350	3,879.00	213,345,000	1.52
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	40,900	4,201.14	171,826,626	4,988.00	204,009,200	1.46
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	23,700	8,495.69	201,347,853	7,963.00	188,723,100	1.35
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	22,100	6,836.13	151,078,473	8,426.00	186,214,600	1.33
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	29,300	5,582.61	163,570,473	6,269.00	183,681,700	1.31
日本	株式	三井物産	卸売業	47,300	2,765.97	130,830,381	3,680.00	174,064,000	1.24
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	6,600	21,480.00	141,768,000	26,360.00	173,976,000	1.24
日本	株式	キーエンス	電気機器	3,100	61,400.00	190,340,000	55,180.00	171,058,000	1.22
日本	株式	ＮＴＴ	情報・通信業	928,300	147.73	137,137,759	154.70	143,608,010	1.03
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	9,800	8,244.19	80,793,062	14,650.00	143,570,000	1.03
日本	株式	信越化学工業	化学	27,700	4,420.30	122,442,310	4,853.00	134,428,100	0.96
日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	6,000	17,385.00	104,310,000	20,475.00	122,850,000	0.88
日本	株式	三菱電機	電気機器	32,000	2,858.03	91,456,960	3,803.00	121,696,000	0.87
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	27,800	4,431.82	123,204,596	4,315.00	119,957,000	0.86
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	73,700	1,450.79	106,923,223	1,531.00	112,834,700	0.81
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	501,800	211.02	105,893,479	217.70	109,241,860	0.78
日本	株式	日本電気	電気機器	22,200	3,038.85	67,462,470	4,739.00	105,205,800	0.75
日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	43,900	2,376.12	104,311,668	2,360.50	103,625,950	0.74
日本	株式	富士通	電気機器	28,900	2,976.60	86,023,740	3,484.00	100,687,600	0.72
日本	株式	丸紅	卸売業	27,100	2,405.64	65,192,844	3,698.00	100,215,800	0.72
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	2,200	45,973.30	101,141,280	45,040.00	99,088,000	0.71
日本	株式	第一三共	医薬品	28,700	3,502.63	100,525,481	3,315.00	95,140,500	0.68

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2025 年 9 月 30 日現在

種類	業種	投資比率（%）
株式	水産・農林業	0.08
	鉱業	0.32
	建設業	2.33
	食料品	2.86
	繊維製品	0.36
	パルプ・紙	0.14
	化学	4.67
	医薬品	3.53
	石油・石炭製品	0.48
	ゴム製品	0.66
	ガラス・土石製品	0.62
	鉄鋼	0.74

	非鉄金属	1.28
	金属製品	0.48
	機械	5.98
	電気機器	17.28
	輸送用機器	6.74
	精密機器	1.94
	その他製品	2.98
	電気・ガス業	1.29
	陸運業	2.40
	海運業	0.53
	空運業	0.32
	倉庫・運輸関連業	0.14
	情報・通信業	7.93
	卸売業	7.22
	小売業	4.43
	銀行業	9.47
	証券、商品先物取引業	0.94
	保険業	3.24
	その他金融業	1.15
	不動産業	1.95
	サービス業	4.08
	小計	98.59
合計		98.59

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

2025年 9月 30日現在

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	ＴＯＰＩＸ　２５年１２月限	買建	6	円	189,333,300	188,460,000	1.35

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

≪参考情報≫

運用実績

2025年9月30日現在

■基準価額・純資産の推移　2015年9月30日～2025年9月30日

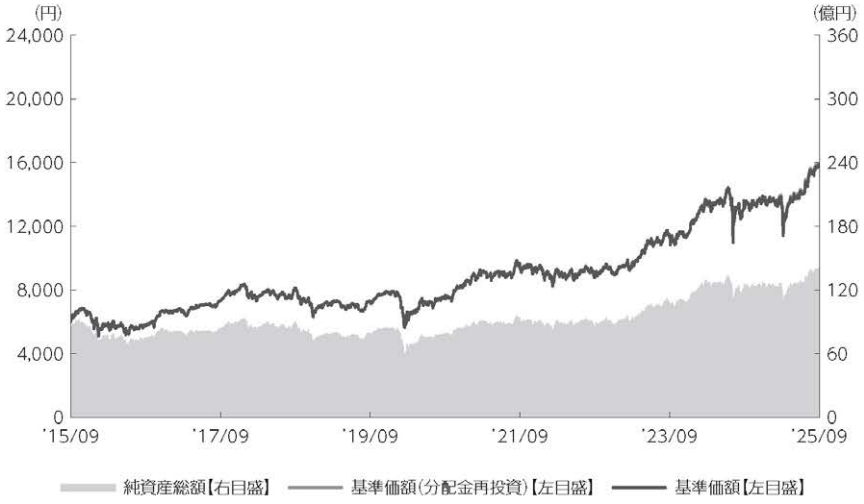

•基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
•基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	15,761円
純資産総額	140.0億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2025 年　3月	110円
2024 年　3月	0円
2023 年　3月	0円
2022 年　3月	0円
2021 年　3月	0円
2020 年　3月	0円
設定来累計	340円

•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

	組入上位業種	比率
1	電気機器	17.3%
2	銀行業	9.5%
3	情報・通信業	7.9%
4	卸売業	7.2%
5	輸送用機器	6.7%
6	機械	6.0%
7	化学	4.7%
8	小売業	4.4%
9	サービス業	4.1%
10	医薬品	3.5%

	組入上位銘柄	業種	比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.4%
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.4%
3	ソニーグループ	電気機器	3.3%
4	日立製作所	電気機器	2.2%
5	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.1%
6	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.9%
7	任天堂	その他製品	1.8%
8	三菱商事	卸売業	1.5%
9	三菱重工業	機械	1.5%
10	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.5%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引　(買建)	1.3%

•各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

■年間収益率の推移

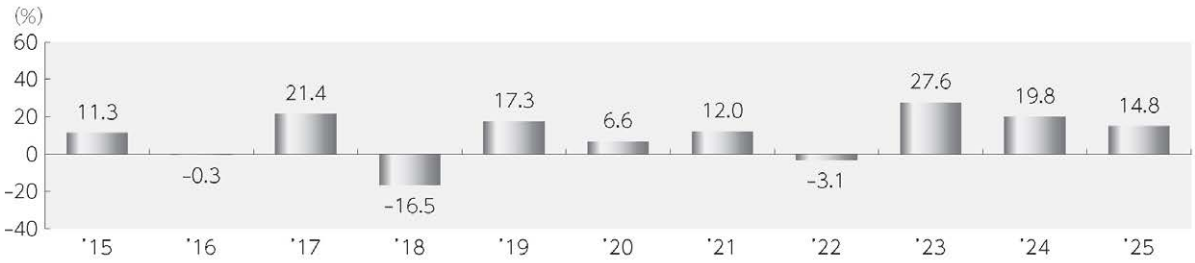

•収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
•2025年は年初から9月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル　0120-151034

（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜　２%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時 30 分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位（ただし、１万口を上回らないものとします。）

なお、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合等は１口単位

③解約価額

解約請求受付日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル　0120-151034

（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して４営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時 30 分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

⑩買取り

販売会社は、受益者の請求があるときは、原則として、その受益権を買い取ります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル　0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限（1990 年 3 月 15 日設定）
ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（4）【計算期間】

毎年３月 15 日から翌年３月 14 日まで
ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）
・受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。
その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（1）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（2）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（3）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」を参照してください。

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当期（2024 年 3 月 15 日から 2025 年 3 月 14 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年5月21日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトピックスオープンの2024年3月15日から2025年3月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トピックスオープンの2025年3月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【トピックスオープン】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第34期 ［2024年3月14日現在］	第35期 ［2025年3月14日現在］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	53,727,565	38,083,315
親投資信託受益証券	12,310,735,773	12,316,951,197
未収入金	1,865,138	2,567,963
未収利息	－	490
流動資産合計	12,366,328,476	12,357,602,965
資産合計	12,366,328,476	12,357,602,965
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	－	100,470,845
未払解約金	22,603,154	4,779,435
未払受託者報酬	4,937,081	5,396,247
未払委託者報酬	25,919,586	28,330,244
未払利息	11	－
その他未払費用	160,400	175,323
流動負債合計	53,620,232	139,152,094
負債合計	53,620,232	139,152,094
純資産の部		
元本等		
元本	9,485,839,437	9,133,713,220
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,826,868,807	3,084,737,651
（分配準備積立金）	6,147,717,001	5,919,881,173
元本等合計	12,312,708,244	12,218,450,871
純資産合計	12,312,708,244	12,218,450,871
負債純資産合計	12,366,328,476	12,357,602,965

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第34期 自　2023年3月15日 至　2024年3月14日	第35期 自　2024年3月15日 至　2025年3月14日
営業収益		
受取利息	－	46,435
有価証券売買等損益	3,570,857,653	552,810,432
営業収益合計	3,570,857,653	552,856,867
営業費用		

支払利息	6,102	1
受託者報酬	9,397,452	10,941,902
委託者報酬	49,336,486	57,444,891
その他費用	305,294	355,493
営業費用合計	59,045,334	68,742,287
営業利益又は営業損失（△）	3,511,812,319	484,114,580
経常利益又は経常損失（△）	3,511,812,319	484,114,580
当期純利益又は当期純損失（△）	3,511,812,319	484,114,580
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	175,706,451	41,902,221
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△667,853,938	2,826,868,807
剰余金増加額又は欠損金減少額	158,616,877	185,370,559
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	59,039,848	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	99,577,029	185,370,559
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	269,243,229
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	269,243,229
分配金	－	100,470,845
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,826,868,807	3,084,737,651

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第34期 [2024年 3月 14日現在]	第35期 [2025年 3月 14日現在]
１． 期首元本額	9,708,466,259円	9,485,839,437円
期中追加設定元本額	699,093,802円	548,774,820円
期中一部解約元本額	921,720,624円	900,901,037円
２． 受益権の総数	9,485,839,437口	9,133,713,220口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第34期
自 2023年 3月 15日
至 2024年 3月 14日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	244,183,938円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,977,754,135円
収益調整金額	C	3,655,111,160円
分配準備積立金額	D	2,925,778,928円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,802,828,161円
当ファンドの期末残存口数	F	9,485,839,437口

第35期
自 2024年 3月 15日
至 2025年 3月 14日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	248,737,507円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	193,474,852円
収益調整金額	C	3,862,147,116円
分配準備積立金額	D	5,578,139,659円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,882,499,134円
当ファンドの期末残存口数	F	9,133,713,220口

1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,334円
1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,819円
1万口当たり分配金額	H	110円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	100,470,845円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	第34期 自 2023年 3月 15日 至 2024年 3月 14日	第35期 自 2024年 3月 15日 至 2025年 3月 14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2　金融商品の時価等に関する事項

区分	第34期 [2024年 3月 14日現在]	第35期 [2025年 3月 14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（１）有価証券 同左
	（２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	（２）デリバティブ取引 同左
	（３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（３）上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第34期 [2024年 3月14日現在]	第35期 [2025年 3月14日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	3,456,951,469	522,054,460
合計	3,456,951,469	522,054,460

(デリバティブ取引に関する注記)
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第34期 [2024年 3月14日現在]	第35期 [2025年 3月14日現在]
1口当たり純資産額	1.2980円	1.3377円
(1万口当たり純資産額)	(12,980円)	(13,377円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	東証株価指数マザーファンド	3,100,085,877	12,316,951,197	
合計		3,100,085,877	12,316,951,197	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

東証株価指数マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	［2025 年 3 月 14 日現在］
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	59,710,727
株式	12,235,450,820
派生商品評価勘定	763,350
未収配当金	19,570,086
未収利息	768
差入委託証拠金	4,106,215
流動資産合計	12,319,601,966
資産合計	12,319,601,966
負債の部	
流動負債	
前受金	135,000
未払解約金	2,567,963
流動負債合計	2,702,963
負債合計	2,702,963
純資産の部	
元本等	
元本	3,100,085,877
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	9,216,813,126
元本等合計	12,316,899,003
純資産合計	12,316,899,003
負債純資産合計	12,319,601,966

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	［2025 年 3 月 14 日現在］
1． 期首	2024 年 3 月 15 日
期首元本額	3,237,452,210 円
期中追加設定元本額	101,766,638 円
期中一部解約元本額	239,132,971 円
元本の内訳※	
トピックスオープン	3,100,085,877 円
合計	3,100,085,877 円

2． 受益権の総数	3,100,085,877 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024 年 3 月 15 日 至 2025 年 3 月 14 日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	［2025 年 3 月 14 日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	［2025 年 3 月 14 日現在］ 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	247,011,192
合計	247,011,192

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

［2025 年 3 月 14 日現在］

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	79,980,000	—	80,745,000	765,000
合計		79,980,000	—	80,745,000	765,000

（注）時価の算定方法

1　先物取引の時価については、以下のように評価しております。
　原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2　先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	［2025年3月14日現在］
1口当たり純資産額	3.9731円
(1万口当たり純資産額)	(39,731円)

附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式

（単位：円）

	銘　柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1301	極洋	200	4,240.00	848,000	
1332	ニッスイ	4,400	885.70	3,897,080	
1333	マルハニチロ	700	3,204.00	2,242,800	
1375	雪国まいたけ	400	1,159.00	463,600	
1376	カネコ種苗	100	1,420.00	142,000	
1377	サカタのタネ	500	3,455.00	1,727,500	
1379	ホクト	400	1,882.00	752,800	
1514	住石ホールディングス	600	749.00	449,400	
1515	日鉄鉱業	200	6,330.00	1,266,000	
1605	ＩＮＰＥＸ	13,400	1,985.50	26,605,700	
1662	石油資源開発	2,400	1,195.00	2,868,000	
1663	Ｋ＆Ｏエナジーグループ	200	3,280.00	656,000	
1414	ショーボンドホールディングス	600	4,826.00	2,895,600	

1417	ミライト・ワン	1,400	2,190.50	3,066,700	
1419	タマホーム	300	3,520.00	1,056,000	
1716	第一カッター興業	100	1,383.00	138,300	
1719	安藤・間	2,600	1,354.00	3,520,400	
1720	東急建設	1,400	782.00	1,094,800	
1721	コムシスホールディングス	1,600	3,227.00	5,163,200	
1726	ビーアールホールディングス	600	345.00	207,000	
1762	高松コンストラクショングループ	300	2,776.00	832,800	
1766	東建コーポレーション	100	12,200.00	1,220,000	
1780	ヤマウラ	200	1,245.00	249,000	
1786	オリエンタル白石	1,600	371.00	593,600	
1801	大成建設	2,800	6,673.00	18,684,400	
1802	大林組	10,200	1,995.00	20,349,000	
1803	清水建設	8,500	1,360.00	11,560,000	
1808	長谷工コーポレーション	2,800	1,925.00	5,390,000	
1810	松井建設	300	957.00	287,100	
1812	鹿島建設	6,900	2,977.00	20,541,300	
1813	不動テトラ	200	2,225.00	445,000	
1815	鉄建建設	200	2,618.00	523,600	
1820	西松建設	500	4,911.00	2,455,500	
1821	三井住友建設	2,500	423.00	1,057,500	
1822	大豊建設	100	3,625.00	362,500	
1833	奥村組	500	4,360.00	2,180,000	
1835	東鉄工業	300	3,080.00	924,000	
1852	淺沼組	1,200	707.00	848,400	
1860	戸田建設	3,800	900.50	3,421,900	
1861	熊谷組	500	4,055.00	2,027,500	
1870	矢作建設工業	400	1,333.00	533,200	
1871	ピーエス・コンストラクション	200	1,433.00	286,600	
1873	日本ハウスホールディングス	700	342.00	239,400	
1879	新日本建設	400	1,524.00	609,600	
1882	東亜道路工業	500	1,510.00	755,000	
1884	日本道路	300	1,875.00	562,500	
1885	東亜建設工業	900	1,365.00	1,228,500	
1887	日本国土開発	900	492.00	442,800	
1888	若築建設	100	3,805.00	380,500	

1890	東洋建設	900	1,335.00	1,201,500	
1893	五洋建設	4,100	699.40	2,867,540	
1898	世紀東急工業	400	1,548.00	619,200	
1899	福田組	100	5,180.00	518,000	
1911	住友林業	2,700	4,642.00	12,533,400	
1925	大和ハウス工業	9,400	4,932.00	46,360,800	
1926	ライト工業	600	2,466.00	1,479,600	
1928	積水ハウス	9,400	3,314.00	31,151,600	
1929	日特建設	300	1,042.00	312,600	
1930	北陸電気工事	200	1,244.00	248,800	
1934	ユアテック	600	1,715.00	1,029,000	
1938	日本リーテック	200	1,495.00	299,000	
1939	四電工	400	1,345.00	538,000	
1941	中電工	500	3,210.00	1,605,000	
1942	関電工	1,700	2,674.50	4,546,650	
1944	きんでん	2,200	3,328.00	7,321,600	
1945	東京エネシス	300	1,112.00	333,600	
1946	トーエネック	500	996.00	498,000	
1949	住友電設	300	4,740.00	1,422,000	
1950	日本電設工業	600	2,160.00	1,296,000	
1951	エクシオグループ	3,200	1,734.50	5,550,400	
1952	新日本空調	400	1,808.00	723,200	
1959	九電工	700	4,687.00	3,280,900	
1961	三機工業	600	3,225.00	1,935,000	
1963	日揮ホールディングス	3,100	1,194.00	3,701,400	
1964	中外炉工業	100	3,775.00	377,500	
1968	太平電業	200	4,850.00	970,000	
1969	高砂熱学工業	700	5,420.00	3,794,000	
1975	朝日工業社	300	2,070.00	621,000	
1976	明星工業	500	1,238.00	619,000	
1979	大氣社	400	4,555.00	1,822,000	
1980	ダイダン	400	3,650.00	1,460,000	
1982	日比谷総合設備	300	3,385.00	1,015,500	
256A	飛島ホールディングス	300	1,716.00	514,800	
3267	フィル・カンパニー	100	793.00	79,300	
5074	テスホールディングス	800	277.00	221,600	

5076	インフロニア・ホールディングス	3,200	1,185.50	3,793,600	
6330	東洋エンジニアリング	500	735.00	367,500	
6379	レイズネクスト	400	1,581.00	632,400	
2001	ニップン	1,000	2,186.00	2,186,000	
2002	日清製粉グループ本社	3,200	1,736.00	5,555,200	
2003	日東富士製粉	100	6,810.00	681,000	
2004	昭和産業	300	2,872.00	861,600	
2053	中部飼料	400	1,389.00	555,600	
2060	フィード・ワン	500	907.00	453,500	
2108	日本甜菜製糖	200	2,420.00	484,000	
2109	ＤＭ三井製糖ホールディングス	300	3,555.00	1,066,500	
2117	ウェルネオシュガー	200	2,380.00	476,000	
2201	森永製菓	1,300	2,520.00	3,276,000	
2204	中村屋	100	3,255.00	325,500	
2206	江崎グリコ	900	4,660.00	4,194,000	
2207	名糖産業	100	2,028.00	202,800	
2209	井村屋グループ	200	2,452.00	490,400	
2211	不二家	200	2,356.00	471,200	
2212	山崎製パン	2,100	2,930.00	6,153,000	
2217	モロゾフ	300	1,690.00	507,000	
2220	亀田製菓	200	4,010.00	802,000	
2222	寿スピリッツ	1,800	2,350.50	4,230,900	
2229	カルビー	1,400	2,906.00	4,068,400	
2264	森永乳業	1,200	3,117.00	3,740,400	
2266	六甲バター	200	1,254.00	250,800	
2267	ヤクルト本社	4,400	3,069.00	13,503,600	
2269	明治ホールディングス	4,000	3,300.00	13,200,000	
2270	雪印メグミルク	800	2,642.00	2,113,600	
2281	プリマハム	400	2,209.00	883,600	
2282	日本ハム	1,300	4,771.00	6,202,300	
2288	丸大食品	300	1,694.00	508,200	
2292	Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	300	2,490.00	747,000	
2294	柿安本店	100	3,010.00	301,000	
2296	伊藤ハム米久ホールディングス	500	3,780.00	1,890,000	
2501	サッポロホールディングス	1,000	7,790.00	7,790,000	
2502	アサヒグループホールディングス	23,400	1,908.00	44,647,200	

2503	キリンホールディングス	13,000	2,039.50	26,513,500	
250A	シマダヤ	100	1,668.00	166,800	
2531	宝ホールディングス	2,100	1,151.00	2,417,100	
2533	オエノンホールディングス	1,000	424.00	424,000	
2540	養命酒製造	100	2,633.00	263,300	
2579	コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールデ	1,900	2,413.50	4,585,650	
2585	ライフドリンク　カンパニー	700	1,605.00	1,123,500	
2587	サントリー食品インターナショナル	2,200	4,835.00	10,637,000	
2590	ダイドーグループホールディングス	400	2,764.00	1,105,600	
2593	伊藤園	1,000	3,063.00	3,063,000	
2594	キーコーヒー	300	2,042.00	612,600	
2602	日清オイリオグループ	400	4,840.00	1,936,000	
2607	不二製油グループ本社	600	2,789.00	1,673,400	
2613	Ｊ－オイルミルズ	400	2,057.00	822,800	
2801	キッコーマン	10,300	1,460.00	15,038,000	
2802	味の素	7,200	6,083.00	43,797,600	
2804	ブルドックソース	200	1,767.00	353,400	
2809	キユーピー	1,700	2,935.50	4,990,350	
2810	ハウス食品グループ本社	1,000	2,825.00	2,825,000	
2811	カゴメ	1,300	2,993.00	3,890,900	
2815	アリアケジャパン	300	6,070.00	1,821,000	
2819	エバラ食品工業	100	2,834.00	283,400	
2871	ニチレイ	1,200	3,616.00	4,339,200	
2875	東洋水産	1,400	9,166.00	12,832,400	
2882	イートアンドホールディングス	200	2,040.00	408,000	
2884	ヨシムラ・フード・ホールディングス	200	972.00	194,400	
2897	日清食品ホールディングス	3,900	3,153.00	12,296,700	
2908	フジッコ	300	1,618.00	485,400	
2910	ロック・フィールド	300	1,646.00	493,800	
2914	日本たばこ産業	18,900	3,910.00	73,899,000	
2915	ケンコーマヨネーズ	200	1,951.00	390,200	
2918	わらべや日洋ホールディングス	200	2,133.00	426,600	
2922	なとり	200	2,182.00	436,400	
2929	ファーマフーズ	400	904.00	361,600	
2931	ユーグレナ	1,900	502.00	953,800	

2933	紀文食品	300	1,087.00	326,100	
2935	ピックルスホールディングス	200	965.00	193,000	
4526	理研ビタミン	300	2,411.00	723,300	
3001	片倉工業	300	2,222.00	666,600	
3002	グンゼ	200	5,190.00	1,038,000	
3101	東洋紡	1,400	977.00	1,367,800	
3103	ユニチカ	1,000	160.00	160,000	
3104	富士紡ホールディングス	100	5,270.00	527,000	
3106	倉敷紡績	200	6,040.00	1,208,000	
3109	シキボウ	200	1,035.00	207,000	
3201	日本毛織	800	1,486.00	1,188,800	
3302	帝国繊維	400	2,580.00	1,032,000	
3401	帝人	3,000	1,364.00	4,092,000	
3402	東レ	23,100	1,042.50	24,081,750	
3569	セーレン	600	2,534.00	1,520,400	
3580	小松マテーレ	500	796.00	398,000	
3591	ワコールホールディングス	700	5,222.00	3,655,400	
3593	ホギメディカル	400	4,840.00	1,936,000	
3608	ＴＳＩホールディングス	1,000	1,164.00	1,164,000	
3612	ワールド	500	2,642.00	1,321,000	
8011	三陽商会	200	2,823.00	564,600	
8016	オンワードホールディングス	2,100	534.00	1,121,400	
8029	ルックホールディングス	100	2,363.00	236,300	
8111	ゴールドウイン	600	7,368.00	4,420,800	
3708	特種東海製紙	200	3,785.00	757,000	
3861	王子ホールディングス	12,000	629.10	7,549,200	
3863	日本製紙	1,600	1,013.00	1,620,800	
3865	北越コーポレーション	1,800	1,416.00	2,548,800	
3880	大王製紙	1,600	851.00	1,361,600	
3941	レンゴー	2,900	808.70	2,345,230	
3946	トーモク	200	2,430.00	486,000	
3950	ザ・パック	200	3,300.00	660,000	
2930	北の達人コーポレーション	1,300	160.00	208,000	
3405	クラレ	4,200	1,927.00	8,093,400	
3407	旭化成	21,400	1,043.00	22,320,200	
4004	レゾナック・ホールディングス	2,800	3,511.00	9,830,800	

4005	住友化学	25,500	365.00	9,307,500	
4008	住友精化	100	5,050.00	505,000	
4021	日産化学	1,600	4,535.00	7,256,000	
4022	ラサ工業	100	2,746.00	274,600	
4023	クレハ	700	2,805.00	1,963,500	
4025	多木化学	100	3,470.00	347,000	
4027	テイカ	200	1,467.00	293,400	
4028	石原産業	500	1,780.00	890,000	
4041	日本曹達	700	2,918.00	2,042,600	
4042	東ソー	4,200	2,083.00	8,748,600	
4043	トクヤマ	1,000	2,892.00	2,892,000	
4044	セントラル硝子	400	3,310.00	1,324,000	
4045	東亞合成	1,500	1,399.00	2,098,500	
4046	大阪ソーダ	1,100	1,554.00	1,709,400	
4047	関東電化工業	700	903.00	632,100	
4061	デンカ	1,200	2,200.00	2,640,000	
4063	信越化学工業	28,200	4,420.00	124,644,000	
4064	日本カーバイド工業	200	1,946.00	389,200	
4078	堺化学工業	200	2,773.00	554,600	
4082	第一稀元素化学工業	300	722.00	216,600	
4088	エア・ウォーター	3,000	1,921.00	5,763,000	
4091	日本酸素ホールディングス	3,100	4,856.00	15,053,600	
4092	日本化学工業	100	2,318.00	231,800	
4095	日本パーカライジング	1,400	1,276.00	1,786,400	
4097	高圧ガス工業	500	950.00	475,000	
4099	四国化成ホールディングス	400	1,899.00	759,600	
4100	戸田工業	100	1,257.00	125,700	
4109	ステラ　ケミファ	200	4,055.00	811,000	
4112	保土谷化学工業	100	3,260.00	326,000	
4114	日本触媒	2,000	1,815.00	3,630,000	
4116	大日精化工業	200	3,135.00	627,000	
4118	カネカ	800	3,780.00	3,024,000	
4182	三菱瓦斯化学	2,600	2,390.50	6,215,300	
4183	三井化学	2,800	3,446.00	9,648,800	
4186	東京応化工業	1,500	3,392.00	5,088,000	
4187	大阪有機化学工業	300	2,617.00	785,100	

4188	三菱ケミカルグループ	23,100	775.90	17,923,290	
4189	ＫＨネオケム	600	2,495.00	1,497,000	
4202	ダイセル	3,600	1,338.00	4,816,800	
4203	住友ベークライト	1,000	3,483.00	3,483,000	
4204	積水化学工業	6,300	2,567.00	16,172,100	
4205	日本ゼオン	2,400	1,515.00	3,636,000	
4206	アイカ工業	800	3,291.00	2,632,800	
4208	ＵＢＥ	1,600	2,294.00	3,670,400	
4212	積水樹脂	400	1,944.00	777,600	
4216	旭有機材	200	3,895.00	779,000	
4218	ニチバン	200	2,087.00	417,400	
4220	リケンテクノス	600	1,110.00	666,000	
4221	大倉工業	100	3,845.00	384,500	
4228	積水化成品工業	400	368.00	147,200	
4229	群栄化学工業	100	2,861.00	286,100	
4246	ダイキョーニシカワ	700	617.00	431,900	
4249	森六ホールディングス	200	2,105.00	421,000	
4251	恵和	200	1,190.00	238,000	
4272	日本化薬	2,100	1,378.50	2,894,850	
4275	カーリット	300	1,113.00	333,900	
4362	日本精化	200	2,092.00	418,400	
4368	扶桑化学工業	300	3,580.00	1,074,000	
4369	トリケミカル研究所	300	3,420.00	1,026,000	
4401	ＡＤＥＫＡ	1,100	2,778.50	3,056,350	
4403	日油	3,700	2,125.50	7,864,350	
4410	ハリマ化成グループ	200	893.00	178,600	
4452	花王	7,700	6,460.00	49,742,000	
4461	第一工業製薬	100	2,737.00	273,700	
4462	石原ケミカル	100	2,158.00	215,800	
4471	三洋化成工業	200	3,960.00	792,000	
4611	大日本塗料	400	1,232.00	492,800	
4612	日本ペイントホールディングス	14,000	1,130.00	15,820,000	
4613	関西ペイント	2,700	2,230.00	6,021,000	
4617	中国塗料	700	2,159.00	1,511,300	
4620	藤倉化成	400	507.00	202,800	
4626	太陽ホールディングス	600	4,020.00	2,412,000	

4631	ＤＩＣ	1,100	3,183.00	3,501,300	
4633	サカタインクス	700	1,897.00	1,327,900	
4634	ａｒｔｉｅｎｃｅ	600	3,175.00	1,905,000	
4901	富士フイルムホールディングス	19,100	2,989.00	57,089,900	
4911	資生堂	6,600	2,840.00	18,744,000	
4912	ライオン	4,000	1,857.50	7,430,000	
4914	高砂香料工業	200	6,760.00	1,352,000	
4917	マンダム	600	1,323.00	793,800	
4919	ミルボン	500	3,045.00	1,522,500	
4922	コーセー	600	6,812.00	4,087,200	
4923	コタ	300	1,482.00	444,600	
4927	ポーラ・オルビスホールディングス	1,600	1,258.00	2,012,800	
4928	ノエビアホールディングス	300	4,200.00	1,260,000	
4931	新日本製薬	200	2,273.00	454,600	
4933	Ｉ－ｎｅ	100	1,701.00	170,100	
4936	アクシージア	200	434.00	86,800	
4951	エステー	300	1,470.00	441,000	
4956	コニシ	1,000	1,202.00	1,202,000	
4958	長谷川香料	600	2,869.00	1,721,400	
4967	小林製薬	800	5,646.00	4,516,800	
4968	荒川化学工業	300	1,196.00	358,800	
4971	メック	300	2,638.00	791,400	
4973	日本高純度化学	100	3,240.00	324,000	
4974	タカラバイオ	1,000	841.00	841,000	
4975	ＪＣＵ	400	3,395.00	1,358,000	
4979	ＯＡＴアグリオ	100	1,979.00	197,900	
4980	デクセリアルズ	2,700	2,006.00	5,416,200	
4985	アース製薬	300	5,090.00	1,527,000	
4992	北興化学工業	300	1,303.00	390,900	
4994	大成ラミック	100	2,577.00	257,700	
4996	クミアイ化学工業	1,300	816.00	1,060,800	
4997	日本農薬	500	751.00	375,500	
5142	アキレス	200	1,457.00	291,400	
5208	有沢製作所	500	1,428.00	714,000	
6988	日東電工	10,000	2,901.00	29,010,000	
7874	レック	400	1,268.00	507,200	

7888	三光合成	400	659.00	263,600	
7917	ＺＡＣＲＯＳ	300	4,290.00	1,287,000	
7925	前澤化成工業	200	1,842.00	368,400	
7931	未来工業	100	3,775.00	377,500	
7942	ＪＳＰ	300	2,077.00	623,100	
7947	エフピコ	700	2,887.00	2,020,900	
7958	天馬	300	2,611.00	783,300	
7970	信越ポリマー	700	1,575.00	1,102,500	
7988	ニフコ	1,200	3,725.00	4,470,000	
7995	バルカー	200	3,230.00	646,000	
8113	ユニ・チャーム	19,800	1,221.00	24,175,800	
4151	協和キリン	3,700	2,178.00	8,058,600	
4502	武田薬品工業	28,200	4,432.00	124,982,400	
4503	アステラス製薬	27,800	1,468.00	40,810,400	
4506	住友ファーマ	2,800	711.00	1,990,800	
4507	塩野義製薬	10,500	2,221.50	23,325,750	
4516	日本新薬	800	3,966.00	3,172,800	
4519	中外製薬	9,900	6,881.00	68,121,900	
4521	科研製薬	500	4,776.00	2,388,000	
4523	エーザイ	4,100	4,273.00	17,519,300	
4527	ロート製薬	3,400	2,198.00	7,473,200	
4528	小野薬品工業	6,500	1,635.00	10,627,500	
4530	久光製薬	700	4,076.00	2,853,200	
4534	持田製薬	400	3,270.00	1,308,000	
4536	参天製薬	5,700	1,410.00	8,037,000	
4538	扶桑薬品工業	100	2,541.00	254,100	
4540	ツムラ	1,100	4,496.00	4,945,600	
4547	キッセイ薬品工業	500	3,765.00	1,882,500	
4548	生化学工業	600	789.00	473,400	
4549	栄研化学	500	2,313.00	1,156,500	
4551	鳥居薬品	200	4,535.00	907,000	
4552	ＪＣＲファーマ	1,100	509.00	559,900	
4553	東和薬品	400	2,762.00	1,104,800	
4554	富士製薬工業	200	1,352.00	270,400	
4559	ゼリア新薬工業	500	2,235.00	1,117,500	
4565	ネクセラファーマ	1,500	899.00	1,348,500	

4568	第一三共	29,300	3,502.00	102,608,600	
4569	杏林製薬	700	1,592.00	1,114,400	
4574	大幸薬品	700	285.00	199,500	
4577	ダイト	200	2,176.00	435,200	
4578	大塚ホールディングス	7,800	7,618.00	59,420,400	
4587	ペプチドリーム	1,500	2,276.00	3,414,000	
4880	セルソース	200	847.00	169,400	
4886	あすか製薬ホールディングス	300	2,325.00	697,500	
4887	サワイグループホールディングス	1,900	2,070.50	3,933,950	
3315	日本コークス工業	3,200	90.00	288,000	
5011	ニチレキグループ	300	2,271.00	681,300	
5013	ユシロ化学工業	200	2,048.00	409,600	
5017	富士石油	800	326.00	260,800	
5019	出光興産	14,800	1,119.00	16,561,200	
5020	ＥＮＥＯＳホールディングス	53,800	821.00	44,169,800	
5021	コスモエネルギーホールディングス	1,000	6,678.00	6,678,000	
5101	横浜ゴム	1,600	3,433.00	5,492,800	
5105	ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	1,800	2,608.00	4,694,400	
5108	ブリヂストン	9,300	5,971.00	55,530,300	
5110	住友ゴム工業	3,100	1,886.50	5,848,150	
5121	藤倉コンポジット	300	1,460.00	438,000	
5122	オカモト	200	5,240.00	1,048,000	
5185	フコク	200	1,725.00	345,000	
5186	ニッタ	300	3,815.00	1,144,500	
5191	住友理工	600	1,751.00	1,050,600	
5192	三ツ星ベルト	400	3,930.00	1,572,000	
5195	バンドー化学	500	1,740.00	870,000	
3110	日東紡績	400	4,650.00	1,860,000	
5201	ＡＧＣ	3,100	4,632.00	14,359,200	
5202	日本板硝子	1,600	431.00	689,600	
5214	日本電気硝子	1,100	3,530.00	3,883,000	
5218	オハラ	200	1,100.00	220,000	
5232	住友大阪セメント	600	3,614.00	2,168,400	
5233	太平洋セメント	2,000	3,928.00	7,856,000	
5262	日本ヒューム	300	2,084.00	625,200	
5269	日本コンクリート工業	600	377.00	226,200	

5273	三谷セキサン	100	6,230.00	623,000	
5288	アジアパイルホールディングス	500	941.00	470,500	
5301	東海カーボン	2,900	972.50	2,820,250	
5302	日本カーボン	200	4,175.00	835,000	
5310	東洋炭素	200	4,010.00	802,000	
5331	ノリタケ	400	3,560.00	1,424,000	
5332	ＴＯＴＯ	2,300	4,054.00	9,324,200	
5333	日本碍子	3,500	1,909.00	6,681,500	
5334	日本特殊陶業	2,600	4,529.00	11,775,400	
5344	ＭＡＲＵＷＡ	100	32,270.00	3,227,000	
5351	品川リフラクトリーズ	400	1,759.00	703,600	
5352	黒崎播磨	200	2,627.00	525,400	
5357	ヨータイ	200	1,716.00	343,200	
5384	フジミインコーポレーテッド	900	2,080.00	1,872,000	
5393	ニチアス	800	4,414.00	3,531,200	
7943	ニチハ	400	3,090.00	1,236,000	
5401	日本製鉄	16,500	3,419.00	56,413,500	
5406	神戸製鋼所	6,600	1,830.50	12,081,300	
5408	中山製鋼所	700	782.00	547,400	
5410	合同製鐵	200	4,165.00	833,000	
5411	ＪＦＥホールディングス	9,800	1,952.50	19,134,500	
5423	東京製鐵	900	1,658.00	1,492,200	
5440	共英製鋼	300	1,958.00	587,400	
5444	大和工業	600	8,060.00	4,836,000	
5445	東京鐵鋼	100	6,110.00	611,000	
5449	大阪製鐵	100	3,060.00	306,000	
5451	淀川製鋼所	300	5,820.00	1,746,000	
5461	中部鋼鈑	200	2,287.00	457,400	
5463	丸一鋼管	1,000	3,491.00	3,491,000	
5464	モリ工業	100	5,280.00	528,000	
5471	大同特殊鋼	2,100	1,256.00	2,637,600	
5480	日本冶金工業	200	4,365.00	873,000	
5481	山陽特殊製鋼	300	2,746.00	823,800	
5482	愛知製鋼	200	7,090.00	1,418,000	
5541	大平洋金属	300	1,882.00	564,600	
5563	新日本電工	1,900	295.00	560,500	

5602	栗本鐵工所	200	4,825.00	965,000	
5632	三菱製鋼	200	1,650.00	330,000	
5659	日本精線	300	1,355.00	406,500	
5698	エンビプロ・ホールディングス	300	467.00	140,100	
5702	大紀アルミニウム工業所	500	1,051.00	525,500	
5703	日本軽金属ホールディングス	1,000	1,590.00	1,590,000	
5706	三井金属鉱業	800	4,432.00	3,545,600	
5707	東邦亜鉛	300	608.00	182,400	
5711	三菱マテリアル	2,300	2,543.50	5,850,050	
5713	住友金属鉱山	4,100	3,294.00	13,505,400	
5714	ＤＯＷＡホールディングス	900	4,771.00	4,293,900	
5715	古河機械金属	400	2,247.00	898,800	
5726	大阪チタニウムテクノロジーズ	600	2,075.00	1,245,000	
5727	東邦チタニウム	700	1,164.00	814,800	
5741	ＵＡＣＪ	500	5,280.00	2,640,000	
5757	ＣＫサンエツ	100	4,090.00	409,000	
5801	古河電気工業	1,100	5,845.00	6,429,500	
5802	住友電気工業	11,300	2,655.00	30,001,500	
5803	フジクラ	3,500	6,212.00	21,742,000	
5805	ＳＷＣＣ	400	6,000.00	2,400,000	
5821	平河ヒューテック	200	1,476.00	295,200	
5851	リョービ	300	2,310.00	693,000	
5857	ＡＲＥホールディングス	1,300	1,974.00	2,566,200	
3421	稲葉製作所	200	1,708.00	341,600	
3431	宮地エンジニアリンググループ	400	1,869.00	747,600	
3433	トーカロ	900	1,774.00	1,596,600	
3436	ＳＵＭＣＯ	6,200	1,191.00	7,384,200	
3443	川田テクノロジーズ	200	2,940.00	588,000	
3445	ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	200	3,185.00	637,000	
5901	東洋製罐グループホールディングス	2,100	2,433.50	5,110,350	
5902	ホッカンホールディングス	200	1,741.00	348,200	
5909	コロナ	200	955.00	191,000	
5911	横河ブリッジホールディングス	600	2,579.00	1,547,400	
5929	三和ホールディングス	3,200	5,026.00	16,083,200	
5930	文化シヤッター	900	1,872.00	1,684,800	
5932	三協立山	400	608.00	243,200	

5933	アルインコ	200	1,073.00	214,600	
5938	ＬＩＸＩＬ	4,800	1,802.00	8,649,600	
5943	ノーリツ	500	1,795.00	897,500	
5946	長府製作所	400	1,899.00	759,600	
5947	リンナイ	1,700	3,540.00	6,018,000	
5957	日東精工	500	604.00	302,000	
5959	岡部	600	898.00	538,800	
5970	ジーテクト	400	1,756.00	702,400	
5975	東プレ	600	1,895.00	1,137,000	
5976	高周波熱錬	500	1,005.00	502,500	
5981	東京製綱	200	1,340.00	268,000	
5985	サンコール	400	350.00	140,000	
5988	パイオラックス	400	2,381.00	952,400	
5989	エイチワン	300	1,161.00	348,300	
5991	日本発條	2,900	1,687.50	4,893,750	
5992	中央発條	200	1,696.00	339,200	
7989	立川ブラインド工業	100	1,472.00	147,200	
5631	日本製鋼所	1,000	5,961.00	5,961,000	
6005	三浦工業	1,500	3,061.00	4,591,500	
6013	タクマ	1,100	1,792.00	1,971,200	
6101	ツガミ	700	2,061.00	1,442,700	
6103	オークマ	600	3,590.00	2,154,000	
6104	芝浦機械	400	3,815.00	1,526,000	
6113	アマダ	4,400	1,491.00	6,560,400	
6118	アイダエンジニアリング	700	865.00	605,500	
6134	ＦＵＪＩ	1,400	2,168.00	3,035,200	
6135	牧野フライス製作所	400	11,750.00	4,700,000	
6136	オーエスジー	1,400	1,713.50	2,398,900	
6140	旭ダイヤモンド工業	800	846.00	676,800	
6141	ＤＭＧ森精機	2,000	3,272.00	6,544,000	
6143	ソディック	800	879.00	703,200	
6146	ディスコ	1,500	35,700.00	53,550,000	
6151	日東工器	100	1,950.00	195,000	
6157	日進工具	300	779.00	233,700	
6167	冨士ダイス	200	821.00	164,200	
6209	リケンＮＰＲ	400	2,617.00	1,046,800	

6222	島精機製作所	500	946.00	473,000	
6235	オプトラン	500	1,632.00	816,000	
6237	イワキポンプ	200	2,335.00	467,000	
6238	フリュー	300	1,025.00	307,500	
6240	ヤマシンフィルタ	700	604.00	422,800	
6247	日阪製作所	400	1,009.00	403,600	
6250	やまびこ	500	2,457.00	1,228,500	
6254	野村マイクロ・サイエンス	500	2,540.00	1,270,000	
6258	平田機工	200	4,735.00	947,000	
6262	ＰＥＧＡＳＵＳ	400	522.00	208,800	
6264	マルマエ	100	1,386.00	138,600	
6266	タツモ	200	2,202.00	440,400	
6268	ナブテスコ	2,000	2,401.50	4,803,000	
6269	三井海洋開発	400	4,160.00	1,664,000	
6272	レオン自動機	300	1,281.00	384,300	
6273	ＳＭＣ	1,000	56,260.00	56,260,000	
6277	ホソカワミクロン	200	3,965.00	793,000	
6278	ユニオンツール	100	4,440.00	444,000	
6279	瑞光	200	1,157.00	231,400	
6282	オイレス工業	400	2,389.00	955,600	
6284	日精エー・エス・ビー機械	100	5,100.00	510,000	
6287	サトーホールディングス	400	2,133.00	853,200	
6289	技研製作所	300	1,470.00	441,000	
6291	日本エアーテック	100	1,075.00	107,500	
6293	日精樹脂工業	200	902.00	180,400	
6298	ワイエイシイホールディングス	300	909.00	272,700	
6301	小松製作所	15,700	4,450.00	69,865,000	
6302	住友重機械工業	1,900	3,198.00	6,076,200	
6305	日立建機	1,300	3,997.00	5,196,100	
6306	日工	500	700.00	350,000	
6309	巴工業	100	4,155.00	415,500	
6310	井関農機	300	1,174.00	352,200	
6315	ＴＯＷＡ	1,000	1,589.00	1,589,000	
6317	北川鉄工所	100	1,275.00	127,500	
6323	ローツェ	1,700	1,625.00	2,762,500	
6326	クボタ	16,300	1,866.50	30,423,950	

6328	荏原実業	200	3,855.00	771,000	
6331	三菱化工機	100	3,970.00	397,000	
6332	月島ホールディングス	400	1,711.00	684,400	
6333	帝国電機製作所	200	3,060.00	612,000	
6339	新東工業	700	866.00	606,200	
6340	澁谷工業	300	3,305.00	991,500	
6345	アイチ　コーポレーション	500	1,420.00	710,000	
6349	小森コーポレーション	800	1,233.00	986,400	
6351	鶴見製作所	200	3,395.00	679,000	
6358	酒井重工業	100	2,246.00	224,600	
6361	荏原製作所	6,600	2,384.00	15,734,400	
6363	酉島製作所	300	2,305.00	691,500	
6364	北越工業	300	1,980.00	594,000	
6367	ダイキン工業	4,200	16,625.00	69,825,000	
6368	オルガノ	500	7,070.00	3,535,000	
6369	トーヨーカネツ	100	3,875.00	387,500	
6370	栗田工業	1,800	4,868.00	8,762,400	
6371	椿本チエイン	1,400	1,931.00	2,703,400	
6378	木村化工機	200	787.00	157,400	
6381	アネスト岩田	500	1,227.00	613,500	
6383	ダイフク	5,400	3,742.00	20,206,800	
6387	サムコ	100	2,797.00	279,700	
6395	タダノ	1,800	1,089.00	1,960,200	
6406	フジテック	1,000	5,845.00	5,845,000	
6407	ＣＫＤ	900	2,177.00	1,959,300	
6412	平和	1,100	2,420.00	2,662,000	
6413	理想科学工業	500	1,352.00	676,000	
6417	ＳＡＮＫＹＯ	3,700	2,216.00	8,199,200	
6418	日本金銭機械	400	1,126.00	450,400	
6419	マースグループホールディングス	200	3,285.00	657,000	
6420	フクシマガリレイ	500	2,798.00	1,399,000	
6430	ダイコク電機	100	2,798.00	279,800	
6432	竹内製作所	600	5,220.00	3,132,000	
6436	アマノ	900	3,957.00	3,561,300	
6440	ＪＵＫＩ	500	437.00	218,500	
6445	ジャノメ	300	1,028.00	308,400	

6454	マックス	400	4,435.00	1,774,000	
6457	グローリー	800	2,745.00	2,196,000	
6458	新晃工業	900	1,270.00	1,143,000	
6459	大和冷機工業	500	1,787.00	893,500	
6460	セガサミーホールディングス	2,900	2,944.50	8,539,050	
6463	ＴＰＲ	400	2,458.00	983,200	
6464	ツバキ・ナカシマ	800	435.00	348,000	
6465	ホシザキ	2,100	6,275.00	13,177,500	
6470	大豊工業	300	634.00	190,200	
6471	日本精工	5,900	653.00	3,852,700	
6472	ＮＴＮ	7,600	249.30	1,894,680	
6473	ジェイテクト	2,800	1,138.00	3,186,400	
6474	不二越	200	3,445.00	689,000	
6480	日本トムソン	900	515.00	463,500	
6481	ＴＨＫ	1,800	3,785.00	6,813,000	
6482	ユーシン精機	300	670.00	201,000	
6485	前澤給装工業	200	1,332.00	266,400	
6486	イーグル工業	400	2,025.00	810,000	
6490	ＰＩＬＬＡＲ	300	3,585.00	1,075,500	
6498	キッツ	1,000	1,212.00	1,212,000	
6586	マキタ	4,000	5,167.00	20,668,000	
7003	三井Ｅ＆Ｓ	1,700	1,720.00	2,924,000	
7004	カナデビア	2,600	966.00	2,511,600	
7011	三菱重工業	55,800	2,556.00	142,624,800	
7013	ＩＨＩ	2,600	10,775.00	28,015,000	
7718	スター精密	500	2,019.00	1,009,500	
285A	キオクシアホールディングス	1,400	2,960.00	4,144,000	
3105	日清紡ホールディングス	2,400	913.70	2,192,880	
4062	イビデン	1,800	4,390.00	7,902,000	
4902	コニカミノルタ	7,100	528.80	3,754,480	
6448	ブラザー工業	4,300	2,753.00	11,837,900	
6479	ミネベアミツミ	5,600	2,236.50	12,524,400	
6501	日立製作所	81,200	3,647.00	296,136,400	
6503	三菱電機	32,500	2,856.00	92,820,000	
6504	富士電機	1,900	6,503.00	12,355,700	
6506	安川電機	3,500	4,038.00	14,133,000	

6507	シンフォニアテクノロジー	300	6,520.00	1,956,000	
6508	明電舎	500	4,320.00	2,160,000	
6516	山洋電気	100	8,670.00	867,000	
6517	デンヨー	200	2,570.00	514,000	
6523	ＰＨＣホールディングス	600	1,060.00	636,000	
6525	ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	2,200	3,043.00	6,694,600	
6526	ソシオネクスト	3,200	2,035.00	6,512,000	
6588	東芝テック	500	2,838.00	1,419,000	
6590	芝浦メカトロニクス	200	7,390.00	1,478,000	
6592	マブチモーター	1,400	2,323.00	3,252,200	
6594	ニデック	14,100	2,686.00	37,872,600	
6615	ユー・エム・シー・エレクトロニクス	200	312.00	62,400	
6616	トレックス・セミコンダクター	200	1,274.00	254,800	
6617	東光高岳	200	2,060.00	412,000	
6619	ダブル・スコープ	1,000	228.00	228,000	
6622	ダイヘン	300	6,790.00	2,037,000	
6630	ヤーマン	600	827.00	496,200	
6632	ＪＶＣケンウッド	2,500	1,301.50	3,253,750	
6638	ミマキエンジニアリング	300	1,423.00	426,900	
6644	大崎電気工業	700	837.00	585,900	
6645	オムロン	2,900	4,486.00	13,009,400	
6651	日東工業	400	3,370.00	1,348,000	
6652	ＩＤＥＣ	500	2,608.00	1,304,000	
6674	ジーエス・ユアサ　コーポレーション	1,400	2,500.00	3,500,000	
6676	メルコホールディングス	100	2,274.00	227,400	
6678	テクノメディカ	100	1,794.00	179,400	
6699	ダイヤモンドエレクトリックホールディング	100	618.00	61,800	
6701	日本電気	4,500	15,185.00	68,332,500	
6702	富士通	29,400	2,973.00	87,406,200	
6703	沖電気工業	1,500	978.00	1,467,000	
6706	電気興業	100	1,688.00	168,800	
6707	サンケン電気	300	7,541.00	2,262,300	
6718	アイホン	200	2,654.00	530,800	
6723	ルネサスエレクトロニクス	24,300	2,260.50	54,930,150	
6724	セイコーエプソン	4,100	2,465.50	10,108,550	

6727	ワコム	2,200	620.00	1,364,000	
6728	アルバック	700	5,457.00	3,819,900	
6730	アクセル	200	1,174.00	234,800	
6737	ＥＩＺＯ	400	2,200.00	880,000	
6740	ジャパンディスプレイ	13,800	17.00	234,600	
6741	日本信号	700	907.00	634,900	
6742	京三製作所	700	500.00	350,000	
6744	能美防災	400	3,260.00	1,304,000	
6745	ホーチキ	200	2,484.00	496,800	
6750	エレコム	800	1,693.00	1,354,400	
6752	パナソニック　ホールディングス	37,700	1,793.50	67,614,950	
6753	シャープ	4,600	960.00	4,416,000	
6754	アンリツ	2,200	1,346.00	2,961,200	
6755	富士通ゼネラル	900	2,766.00	2,489,400	
6758	ソニーグループ	109,100	3,518.00	383,813,800	
6762	ＴＤＫ	27,600	1,569.00	43,304,400	
6763	帝国通信工業	100	2,453.00	245,300	
6768	タムラ製作所	1,300	532.00	691,600	
6770	アルプスアルパイン	2,600	1,557.00	4,048,200	
6779	日本電波工業	300	880.00	264,000	
6785	鈴木	200	1,681.00	336,200	
6787	メイコー	300	7,320.00	2,196,000	
6788	日本トリム	100	3,925.00	392,500	
6794	フォスター電機	300	1,381.00	414,300	
6798	ＳＭＫ	100	2,625.00	262,500	
6800	ヨコオ	300	1,500.00	450,000	
6804	ホシデン	800	2,018.00	1,614,400	
6806	ヒロセ電機	500	17,720.00	8,860,000	
6807	日本航空電子工業	800	2,763.00	2,210,400	
6809	ＴＯＡ	300	960.00	288,000	
6810	マクセル	600	1,886.00	1,131,600	
6814	古野電気	400	2,521.00	1,008,400	
6817	スミダコーポレーション	400	983.00	393,200	
6820	アイコム	100	2,890.00	289,000	
6823	リオン	100	2,539.00	253,900	
6841	横河電機	3,500	2,986.00	10,451,000	

6844	新電元工業	100	2,559.00	255,900	
6845	アズビル	8,600	1,208.00	10,388,800	
6849	日本光電工業	2,800	2,102.00	5,885,600	
6850	チノー	100	2,066.00	206,600	
6855	日本電子材料	200	1,962.00	392,400	
6856	堀場製作所	600	10,155.00	6,093,000	
6857	アドバンテスト	10,000	8,245.00	82,450,000	
6859	エスペック	300	2,480.00	744,000	
6861	キーエンス	3,200	61,400.00	196,480,000	
6866	日置電機	200	7,250.00	1,450,000	
6869	シスメックス	8,200	2,852.50	23,390,500	
6871	日本マイクロニクス	500	3,870.00	1,935,000	
6875	メガチップス	200	4,715.00	943,000	
6877	ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	200	3,370.00	674,000	
6905	コーセル	400	1,042.00	416,800	
6908	イリソ電子工業	300	2,689.00	806,700	
6914	オプテックスグループ	600	1,803.00	1,081,800	
6915	千代田インテグレ	100	3,010.00	301,000	
6920	レーザーテック	1,200	14,510.00	17,412,000	
6923	スタンレー電気	2,000	2,527.00	5,054,000	
6925	ウシオ電機	1,400	2,045.00	2,863,000	
6929	日本セラミック	300	2,867.00	860,100	
6937	古河電池	200	1,388.00	277,600	
6941	山一電機	300	2,088.00	626,400	
6947	図研	300	4,605.00	1,381,500	
6951	日本電子	700	4,870.00	3,409,000	
6952	カシオ計算機	2,500	1,237.00	3,092,500	
6954	ファナック	15,300	4,323.00	66,141,900	
6958	日本シイエムケイ	900	436.00	392,400	
6961	エンプラス	100	4,565.00	456,500	
6962	大真空	400	580.00	232,000	
6963	ローム	5,700	1,549.50	8,832,150	
6965	浜松ホトニクス	5,100	1,516.50	7,734,150	
6966	三井ハイテック	1,400	739.00	1,034,600	
6967	新光電気工業	1,100	5,914.00	6,505,400	
6971	京セラ	19,600	1,686.50	33,055,400	

6976	太陽誘電	1,400	2,476.50	3,467,100	
6981	村田製作所	27,800	2,496.00	69,388,800	
6986	双葉電子工業	600	528.00	316,800	
6996	ニチコン	800	1,284.00	1,027,200	
6997	日本ケミコン	400	902.00	360,800	
6999	ＫＯＡ	500	974.00	487,000	
7244	市光工業	600	402.00	241,200	
7276	小糸製作所	3,300	1,960.50	6,469,650	
7280	ミツバ	600	833.00	499,800	
7735	ＳＣＲＥＥＮホールディングス	1,300	10,915.00	14,189,500	
7739	キヤノン電子	300	2,480.00	744,000	
7751	キヤノン	15,800	4,870.00	76,946,000	
7752	リコー	8,100	1,623.00	13,146,300	
7965	象印マホービン	900	1,546.00	1,391,400	
8035	東京エレクトロン	6,700	21,480.00	143,916,000	
9880	イノテック	200	1,359.00	271,800	
3116	トヨタ紡織	1,300	2,038.50	2,650,050	
5949	ユニプレス	600	1,095.00	657,000	
6201	豊田自動織機	2,700	12,650.00	34,155,000	
6455	モリタホールディングス	500	2,106.00	1,053,000	
6584	三櫻工業	400	683.00	273,200	
6902	デンソー	31,000	1,942.50	60,217,500	
6995	東海理化電機製作所	900	2,267.00	2,040,300	
7012	川崎重工業	2,400	9,166.00	21,998,400	
7014	名村造船所	900	2,232.00	2,008,800	
7102	日本車輌製造	100	2,098.00	209,800	
7105	三菱ロジスネクスト	500	2,024.00	1,012,000	
7201	日産自動車	39,500	431.80	17,056,100	
7202	いすゞ自動車	9,800	1,940.50	19,016,900	
7203	トヨタ自動車	168,100	2,746.50	461,686,650	
7205	日野自動車	4,800	474.20	2,276,160	
7211	三菱自動車工業	12,100	433.80	5,248,980	
7220	武蔵精密工業	800	2,781.00	2,224,800	
7222	日産車体	500	1,040.00	520,000	
7224	新明和工業	900	1,420.00	1,278,000	
7226	極東開発工業	400	2,496.00	998,400	

7231	トピー工業	300	2,238.00	671,400	
7236	ティラド	100	3,930.00	393,000	
7238	曙ブレーキ工業	1,900	118.00	224,200	
7239	タチエス	600	1,789.00	1,073,400	
7240	ＮＯＫ	1,200	2,289.50	2,747,400	
7241	フタバ産業	1,000	809.00	809,000	
7242	カヤバ	500	2,954.00	1,477,000	
7245	大同メタル工業	600	520.00	312,000	
7246	プレス工業	1,200	590.00	708,000	
7250	太平洋工業	700	1,423.00	996,100	
7259	アイシン	6,700	1,778.00	11,912,600	
7261	マツダ	9,700	1,032.50	10,015,250	
7267	本田技研工業	74,900	1,450.00	108,605,000	
7269	スズキ	25,500	1,772.50	45,198,750	
7270	ＳＵＢＡＲＵ	9,500	2,810.50	26,699,750	
7272	ヤマハ発動機	13,300	1,197.50	15,926,750	
7278	エクセディ	500	4,820.00	2,410,000	
7282	豊田合成	900	2,612.00	2,350,800	
7283	愛三工業	600	1,989.00	1,193,400	
7294	ヨロズ	300	1,097.00	329,100	
7296	エフ・シー・シー	600	3,230.00	1,938,000	
7309	シマノ	1,400	21,625.00	30,275,000	
7313	テイ・エス　テック	1,300	1,745.00	2,268,500	
7408	ジャムコ	200	1,788.00	357,600	
268A	リガク・ホールディングス	1,600	1,061.00	1,697,600	
4543	テルモ	21,000	2,757.00	57,897,000	
6376	日機装	800	1,346.00	1,076,800	
7600	日本エム・ディ・エム	300	588.00	176,400	
7701	島津製作所	4,600	3,965.00	18,239,000	
7702	ＪＭＳ	300	471.00	141,300	
7715	長野計器	200	1,933.00	386,600	
7717	ブイ・テクノロジー	200	2,299.00	459,800	
7721	東京計器	200	3,480.00	696,000	
7723	愛知時計電機	200	2,025.00	405,000	
7725	インターアクション	200	1,232.00	246,400	
7729	東京精密	600	8,309.00	4,985,400	

7730	マニー	1,300	1,370.50	1,781,650	
7731	ニコン	5,000	1,643.00	8,215,000	
7732	トプコン	1,800	2,850.00	5,130,000	
7733	オリンパス	17,500	1,997.50	34,956,250	
7734	理研計器	400	2,870.00	1,148,000	
7740	タムロン	400	3,555.00	1,422,000	
7741	ＨＯＹＡ	6,200	17,385.00	107,787,000	
7744	ノーリツ鋼機	300	4,685.00	1,405,500	
7745	Ａ＆Ｄホロンホールディングス	400	1,927.00	770,800	
7747	朝日インテック	3,900	2,374.50	9,260,550	
7762	シチズン時計	2,900	930.00	2,697,000	
7780	メニコン	1,200	1,311.00	1,573,200	
7979	松風	300	2,029.00	608,700	
8050	セイコーグループ	500	4,325.00	2,162,500	
8086	ニプロ	2,600	1,348.00	3,504,800	
1518	三井松島ホールディングス	200	4,115.00	823,000	
7817	パラマウントベッドホールディングス	700	2,563.00	1,794,100	
7818	トランザクション	200	2,193.00	438,600	
7820	ニホンフラッシュ	300	809.00	242,700	
7821	前田工繊	600	1,845.00	1,107,000	
7823	アートネイチャー	300	779.00	233,700	
7826	フルヤ金属	300	2,740.00	822,000	
7832	バンダイナムコホールディングス	8,600	4,980.00	42,828,000	
7839	ＳＨＯＥＩ	900	1,794.00	1,614,600	
7840	フランスベッドホールディングス	500	1,271.00	635,500	
7846	パイロットコーポレーション	500	4,204.00	2,102,000	
7856	萩原工業	200	1,492.00	298,400	
7864	フジシールインターナショナル	700	2,716.00	1,901,200	
7867	タカラトミー	1,300	3,371.00	4,382,300	
7868	広済堂ホールディングス	1,200	530.00	636,000	
7893	プロネクサス	300	1,316.00	394,800	
7911	ＴＯＰＰＡＮホールディングス	4,100	4,290.00	17,589,000	
7912	大日本印刷	6,600	2,192.00	14,467,200	
7914	共同印刷	100	4,435.00	443,500	
7915	ＮＩＳＳＨＡ	500	1,471.00	735,500	
7921	ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ	200	3,085.00	617,000	

7936	アシックス	11,700	3,208.00	37,533,600	
7937	ツツミ	100	2,341.00	234,100	
7944	ローランド	200	3,795.00	759,000	
7949	小松ウオール工業	200	1,493.00	298,600	
7951	ヤマハ	5,600	1,165.00	6,524,000	
7952	河合楽器製作所	100	3,150.00	315,000	
7955	クリナップ	300	676.00	202,800	
7956	ピジョン	2,000	1,773.50	3,547,000	
7962	キングジム	300	848.00	254,400	
7966	リンテック	600	2,817.00	1,690,200	
7972	イトーキ	600	1,663.00	997,800	
7974	任天堂	20,000	10,265.00	205,300,000	
7976	三菱鉛筆	400	2,544.00	1,017,600	
7981	タカラスタンダード	700	1,773.00	1,241,100	
7984	コクヨ	1,500	2,735.00	4,102,500	
7987	ナカバヤシ	300	540.00	162,000	
7990	グローブライド	300	1,974.00	592,200	
7994	オカムラ	1,000	2,005.00	2,005,000	
8022	美津濃	300	7,830.00	2,349,000	
3150	グリムス	100	2,261.00	226,100	
9501	東京電力ホールディングス	26,600	434.90	11,568,340	
9502	中部電力	11,600	1,678.50	19,470,600	
9503	関西電力	15,400	1,849.50	28,482,300	
9504	中国電力	5,500	914.00	5,027,000	
9505	北陸電力	3,200	892.60	2,856,320	
9506	東北電力	8,300	1,107.50	9,192,250	
9507	四国電力	2,900	1,244.00	3,607,600	
9508	九州電力	7,300	1,356.50	9,902,450	
9509	北海道電力	3,300	800.00	2,640,000	
9511	沖縄電力	800	952.00	761,600	
9513	電源開発	2,400	2,613.50	6,272,400	
9514	エフオン	200	348.00	69,600	
9517	イーレックス	600	829.00	497,400	
9519	レノバ	900	724.00	651,600	
9531	東京瓦斯	6,000	4,743.00	28,458,000	
9532	大阪瓦斯	6,200	3,382.00	20,968,400	

9533	東邦瓦斯	1,200	4,083.00	4,899,600	
9534	北海道瓦斯	900	520.00	468,000	
9535	広島ガス	700	354.00	247,800	
9536	西部ガスホールディングス	300	1,701.00	510,300	
9543	静岡ガス	700	1,101.00	770,700	
9551	メタウォーター	400	1,981.00	792,400	
2384	ＳＢＳホールディングス	300	2,813.00	843,900	
9001	東武鉄道	3,300	2,685.00	8,860,500	
9003	相鉄ホールディングス	1,000	2,287.00	2,287,000	
9005	東急	8,900	1,745.00	15,530,500	
9006	京浜急行電鉄	3,900	1,567.00	6,111,300	
9007	小田急電鉄	5,200	1,525.00	7,930,000	
9008	京王電鉄	1,700	3,910.00	6,647,000	
9009	京成電鉄	5,500	1,464.50	8,054,750	
9010	富士急行	400	2,210.00	884,000	
9020	東日本旅客鉄道	17,400	3,030.00	52,722,000	
9021	西日本旅客鉄道	7,800	3,014.00	23,509,200	
9022	東海旅客鉄道	12,200	3,009.00	36,709,800	
9023	東京地下鉄	5,300	1,839.00	9,746,700	
9024	西武ホールディングス	3,400	3,676.00	12,498,400	
9025	鴻池運輸	500	2,733.00	1,366,500	
9031	西日本鉄道	900	2,261.50	2,035,350	
9037	ハマキョウレックス	1,100	1,309.00	1,439,900	
9039	サカイ引越センター	400	2,477.00	990,800	
9041	近鉄グループホールディングス	3,400	3,374.00	11,471,600	
9042	阪急阪神ホールディングス	4,200	3,975.00	16,695,000	
9044	南海電気鉄道	1,400	2,529.00	3,540,600	
9045	京阪ホールディングス	1,700	3,450.00	5,865,000	
9046	神戸電鉄	100	2,567.00	256,700	
9048	名古屋鉄道	3,500	1,780.00	6,230,000	
9052	山陽電気鉄道	200	2,040.00	408,000	
9064	ヤマトホールディングス	3,800	1,952.00	7,417,600	
9065	山九	800	6,082.00	4,865,600	
9068	丸全昭和運輸	200	6,250.00	1,250,000	
9069	センコーグループホールディングス	2,100	1,522.00	3,196,200	
9070	トナミホールディングス	100	10,220.00	1,022,000	

9072	ニッコンホールディングス	1,800	2,516.00	4,528,800	
9075	福山通運	300	3,750.00	1,125,000	
9076	セイノーホールディングス	1,600	2,292.00	3,667,200	
9081	神奈川中央交通	100	4,000.00	400,000	
9090	ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	1,000	1,222.00	1,222,000	
9142	九州旅客鉄道	2,400	3,749.00	8,997,600	
9143	ＳＧホールディングス	5,300	1,595.00	8,453,500	
9147	ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディン	3,400	2,718.00	9,241,200	
9101	日本郵船	6,500	5,273.00	34,274,500	
9104	商船三井	6,000	5,489.00	32,934,000	
9107	川崎汽船	7,200	2,170.00	15,624,000	
9110	ＮＳユナイテッド海運	200	4,130.00	826,000	
9119	飯野海運	1,200	1,059.00	1,270,800	
9308	乾汽船	400	1,458.00	583,200	
9201	日本航空	7,200	2,583.50	18,601,200	
9202	ＡＮＡホールディングス	8,600	2,839.00	24,415,400	
9066	日新	200	4,605.00	921,000	
9301	三菱倉庫	3,200	985.90	3,154,880	
9302	三井倉庫ホールディングス	300	7,980.00	2,394,000	
9303	住友倉庫	900	2,837.00	2,553,300	
9304	澁澤倉庫	100	3,350.00	335,000	
9310	日本トランスシティ	600	894.00	536,400	
9319	中央倉庫	200	1,468.00	293,600	
9324	安田倉庫	200	1,756.00	351,200	
9364	上組	1,500	3,439.00	5,158,500	
9369	キユーソー流通システム	200	1,855.00	371,000	
9381	エーアイテイー	200	1,620.00	324,000	
9384	内外トランスライン	100	4,045.00	404,500	
9386	日本コンセプト	100	1,795.00	179,500	
2307	クロスキャット	200	1,115.00	223,000	
2317	システナ	4,500	361.00	1,624,500	
2326	デジタルアーツ	200	6,230.00	1,246,000	
2327	日鉄ソリューションズ	1,100	3,975.00	4,372,500	
2335	キューブシステム	200	1,027.00	205,400	
2359	コア	100	1,861.00	186,100	

3031	ラクーンホールディングス	200	926.00	185,200	
3040	ソリトンシステムズ	200	1,237.00	247,400	
3371	ソフトクリエイトホールディングス	200	2,020.00	404,000	
3626	ＴＩＳ	3,400	4,172.00	14,184,800	
3632	グリーホールディングス	1,100	555.00	610,500	
3635	コーエーテクモホールディングス	2,400	1,980.00	4,752,000	
3636	三菱総合研究所	200	4,740.00	948,000	
3649	ファインデックス	300	739.00	221,700	
3655	ブレインパッド	200	1,098.00	219,600	
3656	ＫＬａｂ	800	142.00	113,600	
3657	ポールトゥウィンホールディングス	500	452.00	226,000	
3659	ネクソン	7,000	1,995.50	13,968,500	
3660	アイスタイル	1,000	468.00	468,000	
3661	エムアップホールディングス	400	1,758.00	703,200	
3662	エイチーム	200	929.00	185,800	
3663	セルシス	500	1,253.00	626,500	
3665	エニグモ	400	323.00	129,200	
3668	コロプラ	1,100	479.00	526,900	
3673	ブロードリーフ	1,300	707.00	919,100	
3676	デジタルハーツホールディングス	200	1,092.00	218,400	
3678	メディアドゥ	100	1,614.00	161,400	
3679	じげん	800	458.00	366,400	
3681	ブイキューブ	400	187.00	74,800	
3687	フィックスターズ	300	1,750.00	525,000	
3688	ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	200	1,396.00	279,200	
3694	オプティム	300	686.00	205,800	
3696	セレス	100	2,521.00	252,100	
3697	ＳＨＩＦＴ	3,200	1,215.00	3,888,000	
3741	セック	100	4,850.00	485,000	
3762	テクマトリックス	700	2,008.00	1,405,600	
3763	プロシップ	100	1,791.00	179,100	
3765	ガンホー・オンライン・エンターテイメント	800	3,018.00	2,414,400	
3769	ＧＭＯペイメントゲートウェイ	700	7,654.00	5,357,800	
3771	システムリサーチ	200	1,668.00	333,600	
3774	インターネットイニシアティブ	1,700	2,539.50	4,317,150	

3778	さくらインターネット	500	4,040.00	2,020,000	
3788	GMOグローバルサイン・ホールディングス	100	2,267.00	226,700	
3817	ＳＲＡホールディングス	200	4,530.00	906,000	
3834	朝日ネット	300	672.00	201,600	
3835	ｅＢＡＳＥ	400	565.00	226,000	
3836	アバントグループ	400	1,827.00	730,800	
3837	アドソル日進	100	2,150.00	215,000	
3843	フリービット	200	1,478.00	295,600	
3844	コムチュア	400	1,760.00	704,000	
3853	アステリア	200	568.00	113,600	
3854	アイル	200	2,208.00	441,600	
3901	マークラインズ	200	2,406.00	481,200	
3902	メディカル・データ・ビジョン	400	401.00	160,400	
3903	ｇｕｍｉ	600	505.00	303,000	
3915	テラスカイ	100	2,253.00	225,300	
3916	デジタル・インフォメーション・テクノロジ	200	2,502.00	500,400	
3921	ネオジャパン	100	1,506.00	150,600	
3922	ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	100	2,389.00	238,900	
3923	ラクス	1,500	1,921.00	2,881,500	
3925	ダブルスタンダード	100	1,569.00	156,900	
3926	オープンドア	200	665.00	133,000	
3932	アカツキ	200	2,794.00	558,800	
3937	Ｕｂｉｃｏｍホールディングス	100	1,395.00	139,500	
3939	カナミックネットワーク	400	434.00	173,600	
3962	チェンジホールディングス	800	1,368.00	1,094,400	
3964	オークネット	100	2,439.00	243,900	
3978	マクロミル	600	1,274.00	764,400	
3983	オロ	100	2,503.00	250,300	
3984	ユーザーローカル	200	1,707.00	341,400	
3993	ＰＫＳＨＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ	300	3,170.00	951,000	
3994	マネーフォワード	800	4,283.00	3,426,400	
4053	Ｓｕｎ　Ａｓｔｅｒｉｓｋ	200	594.00	118,800	
4071	プラスアルファ・コンサルティング	400	1,353.00	541,200	
4072	電算システムホールディングス	100	2,630.00	263,000	
4180	Ａｐｐｉｅｒ　Ｇｒｏｕｐ	1,000	1,499.00	1,499,000	

4194	ビジョナル	400	7,808.00	3,123,200	
4299	ハイマックス	100	1,321.00	132,100	
4307	野村総合研究所	6,900	4,954.00	34,182,600	
4323	日本システム技術	300	1,822.00	546,600	
4326	インテージホールディングス	200	1,733.00	346,600	
4333	東邦システムサイエンス	100	1,246.00	124,600	
4344	ソースネクスト	1,600	224.00	358,400	
4373	シンプレクス・ホールディングス	600	2,850.00	1,710,000	
4382	ＨＥＲＯＺ	100	974.00	97,400	
4384	ラクスル	800	1,149.00	919,200	
4385	メルカリ	1,700	2,456.50	4,176,050	
4390	ＩＰＳ	100	2,245.00	224,500	
4396	システムサポートホールディングス	100	2,021.00	202,100	
4420	イーソル	200	640.00	128,000	
4432	ウイングアーク１ｓｔ	300	3,720.00	1,116,000	
4433	ヒト・コミュニケーションズ・ホールディン	100	969.00	96,900	
4434	サーバーワークス	100	2,383.00	238,300	
4443	Ｓａｎｓａｎ	900	1,941.00	1,746,900	
4449	ギフティ	300	1,405.00	421,500	
4480	メドレー	300	3,145.00	943,500	
4481	ベース	200	3,150.00	630,000	
4483	ＪＭＤＣ	400	2,935.00	1,174,000	
4662	フォーカスシステムズ	200	1,115.00	223,000	
4674	クレスコ	500	1,131.00	565,500	
4676	フジ・メディア・ホールディングス	3,000	2,344.00	7,032,000	
4684	オービック	5,900	4,313.00	25,446,700	
4686	ジャストシステム	500	3,480.00	1,740,000	
4687	ＴＤＣソフト	500	1,328.00	664,000	
4689	ＬＩＮＥヤフー	50,700	522.50	26,490,750	
4704	トレンドマイクロ	1,700	9,960.00	16,932,000	
4709	ＩＤホールディングス	200	1,814.00	362,800	
4716	日本オラクル	600	13,815.00	8,289,000	
4719	アルファシステムズ	100	3,375.00	337,500	
4722	フューチャー	800	1,788.00	1,430,400	
4725	ＣＡＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	200	1,991.00	398,200	

4733	オービックビジネスコンサルタント	500	7,181.00	3,590,500	
4743	アイティフォー	400	1,421.00	568,400	
4746	東計電算	100	4,295.00	429,500	
4768	大塚商会	3,600	3,232.00	11,635,200	
4776	サイボウズ	400	2,764.00	1,105,600	
4812	電通総研	300	6,440.00	1,932,000	
4813	ＡＣＣＥＳＳ	300	943.00	282,900	
4819	デジタルガレージ	500	4,785.00	2,392,500	
4820	ＥＭシステムズ	500	781.00	390,500	
4825	ウェザーニューズ	300	3,350.00	1,005,000	
4826	ＣＩＪ	900	459.00	413,100	
4828	ビジネスエンジニアリング	100	3,795.00	379,500	
4839	ＷＯＷＯＷ	200	1,017.00	203,400	
4845	スカラ	300	430.00	129,000	
5032	ＡＮＹＣＯＬＯＲ	400	3,245.00	1,298,000	
6879	ＩＭＡＧＩＣＡ　ＧＲＯＵＰ	300	497.00	149,100	
7527	システムソフト	1,100	77.00	84,700	
7595	アルゴグラフィックス	300	5,140.00	1,542,000	
7844	マーベラス	600	492.00	295,200	
7860	エイベックス	600	1,299.00	779,400	
8056	ＢＩＰＲＯＧＹ	1,100	4,441.00	4,885,100	
8157	都築電気	200	2,363.00	472,600	
9401	ＴＢＳホールディングス	1,600	4,247.00	6,795,200	
9404	日本テレビホールディングス	2,800	2,978.50	8,339,800	
9405	朝日放送グループホールディングス	300	679.00	203,700	
9409	テレビ朝日ホールディングス	800	2,543.00	2,034,400	
9412	スカパーＪＳＡＴホールディングス	2,500	1,144.00	2,860,000	
9413	テレビ東京ホールディングス	200	3,620.00	724,000	
9416	ビジョン	500	1,167.00	583,500	
9418	Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	1,100	1,688.00	1,856,800	
9424	日本通信	2,600	153.00	397,800	
9432	日本電信電話	943,100	147.70	139,295,870	
9433	ＫＤＤＩ	23,300	4,750.00	110,675,000	
9434	ソフトバンク	507,700	210.90	107,073,930	
9435	光通信	400	38,890.00	15,556,000	
9438	エムティーアイ	200	825.00	165,000	

9449	ＧＭＯインターネットグループ	1,000	3,149.00	3,149,000	
9450	ファイバーゲート	100	935.00	93,500	
9468	ＫＡＤＯＫＡＷＡ	1,600	3,377.00	5,403,200	
9470	学研ホールディングス	600	993.00	595,800	
9474	ゼンリン	500	994.00	497,000	
9600	アイネット	200	2,075.00	415,000	
9601	松竹	200	12,220.00	2,444,000	
9602	東宝	2,000	6,973.00	13,946,000	
9605	東映	500	5,130.00	2,565,000	
9613	ＮＴＴデータグループ	8,300	2,756.00	22,874,800	
9629	ピー・シー・エー	200	1,881.00	376,200	
9658	ビジネスブレイン太田昭和	100	2,506.00	250,600	
9682	ＤＴＳ	600	4,130.00	2,478,000	
9684	スクウェア・エニックス・ホールディングス	1,600	6,875.00	11,000,000	
9692	シーイーシー	400	2,212.00	884,800	
9697	カプコン	6,300	3,477.00	21,905,100	
9702	アイ・エス・ビー	100	1,363.00	136,300	
9719	ＳＣＳＫ	2,600	3,753.00	9,757,800	
9739	ＮＳＷ	100	2,860.00	286,000	
9742	アイネス	200	1,818.00	363,600	
9746	ＴＫＣ	600	3,810.00	2,286,000	
9749	富士ソフト	600	9,764.00	5,858,400	
9759	ＮＳＤ	1,200	3,391.00	4,069,200	
9766	コナミグループ	1,200	17,135.00	20,562,000	
9790	福井コンピュータホールディングス	200	3,400.00	680,000	
9889	ＪＢＣＣホールディングス	200	4,470.00	894,000	
9928	ミロク情報サービス	300	1,904.00	571,200	
9984	ソフトバンクグループ	15,600	7,836.00	122,241,600	
167A	リョーサン菱洋ホールディングス	500	2,560.00	1,280,000	
2676	高千穂交易	100	4,255.00	425,500	
2692	伊藤忠食品	100	7,750.00	775,000	
2733	あらた	500	3,190.00	1,595,000	
2760	東京エレクトロン　デバイス	300	3,100.00	930,000	
2767	円谷フィールズホールディングス	500	1,720.00	860,000	
2768	双日	3,700	3,325.00	12,302,500	

2784	アルフレッサ　ホールディングス	3,100	2,042.50	6,331,750	
2874	横浜冷凍	800	889.00	711,200	
3023	ラサ商事	200	1,521.00	304,200	
3036	アルコニックス	500	1,551.00	775,500	
3038	神戸物産	2,600	3,520.00	9,152,000	
3076	あい　ホールディングス	600	2,033.00	1,219,800	
3107	ダイワボウホールディングス	1,500	2,485.00	3,727,500	
3132	マクニカホールディングス	2,500	1,907.00	4,767,500	
3139	ラクト・ジャパン	100	2,920.00	292,000	
3151	バイタルケーエスケー・ホールディングス	500	1,180.00	590,000	
3153	八洲電機	300	1,770.00	531,000	
3154	メディアスホールディングス	200	952.00	190,400	
3156	レスター	300	2,442.00	732,600	
3167	ＴＯＫＡＩホールディングス	1,800	967.00	1,740,600	
3176	三洋貿易	300	1,469.00	440,700	
3180	ビューティガレージ	100	1,606.00	160,600	
3183	ウイン・パートナーズ	200	1,563.00	312,600	
3360	シップヘルスケアホールディングス	1,300	2,027.00	2,635,100	
3388	明治電機工業	100	1,569.00	156,900	
3543	コメダホールディングス	900	2,804.00	2,523,600	
3565	アセンテック	100	1,111.00	111,100	
7128	フルサト・マルカホールディングス	300	2,391.00	717,300	
7130	ヤマエグループホールディングス	400	2,489.00	995,600	
7414	小野建	400	1,533.00	613,200	
7420	佐鳥電機	200	1,695.00	339,000	
7433	伯東	200	4,440.00	888,000	
7438	コンドーテック	300	1,361.00	408,300	
7447	ナガイレーベン	400	2,000.00	800,000	
7451	三菱食品	300	4,950.00	1,485,000	
7456	松田産業	300	3,480.00	1,044,000	
7458	第一興商	1,300	1,684.50	2,189,850	
7459	メディパルホールディングス	3,600	2,261.50	8,141,400	
7466	ＳＰＫ	100	2,120.00	212,000	
7467	萩原電気ホールディングス	100	3,430.00	343,000	
7476	アズワン	1,000	2,366.00	2,366,000	

7480	スズデン	100	1,981.00	198,100	
7482	シモジマ	200	1,324.00	264,800	
7483	ドウシシャ	300	2,089.00	626,700	
7504	高速	200	2,153.00	430,600	
7510	たけびし	100	1,860.00	186,000	
7525	リックス	100	3,145.00	314,500	
7537	丸文	300	1,029.00	308,700	
7552	ハピネット	300	4,760.00	1,428,000	
7570	橋本総業ホールディングス	100	1,285.00	128,500	
7575	日本ライフライン	900	1,523.00	1,370,700	
7590	タカショー	300	409.00	122,700	
7599	ＩＤＯＭ	1,100	1,163.00	1,279,300	
7607	進和	200	3,005.00	601,000	
7609	ダイトロン	100	3,275.00	327,500	
7613	シークス	500	1,069.00	534,500	
7628	オーハシテクニカ	200	2,000.00	400,000	
7637	白銅	100	2,340.00	234,000	
8001	伊藤忠商事	22,500	6,834.00	153,765,000	
8002	丸紅	27,500	2,400.00	66,000,000	
8012	長瀬産業	1,500	2,752.50	4,128,750	
8014	蝶理	200	3,050.00	610,000	
8015	豊田通商	10,000	2,580.00	25,800,000	
8018	三共生興	400	650.00	260,000	
8020	兼松	1,400	2,574.00	3,603,600	
8031	三井物産	49,100	2,763.50	135,687,850	
8032	日本紙パルプ商事	1,600	612.00	979,200	
8037	カメイ	400	2,035.00	814,000	
8043	スターゼン	200	2,859.00	571,800	
8051	山善	1,100	1,342.00	1,476,200	
8052	椿本興業	200	2,152.00	430,400	
8053	住友商事	20,000	3,426.00	68,520,000	
8057	内田洋行	100	7,900.00	790,000	
8058	三菱商事	61,800	2,580.50	159,474,900	
8059	第一実業	300	2,368.00	710,400	
8060	キヤノンマーケティングジャパン	700	4,944.00	3,460,800	
8061	西華産業	200	4,615.00	923,000	

8065	佐藤商事	200	1,532.00	306,400	
8070	東京産業	300	717.00	215,100	
8074	ユアサ商事	300	4,675.00	1,402,500	
8075	神鋼商事	100	6,000.00	600,000	
8078	阪和興業	600	5,050.00	3,030,000	
8079	正栄食品工業	200	4,065.00	813,000	
8081	カナデン	300	1,537.00	461,100	
8084	ＲＹＯＤＥＮ	300	2,504.00	751,200	
8088	岩谷産業	3,300	1,545.50	5,100,150	
8093	極東貿易	200	1,683.00	336,600	
8095	アステナホールディングス	600	455.00	273,000	
8097	三愛オブリ	800	1,766.00	1,412,800	
8098	稲畑産業	900	3,155.00	2,839,500	
8101	ＧＳＩクレオス	200	2,099.00	419,800	
8103	明和産業	500	728.00	364,000	
8125	ワキタ	500	1,762.00	881,000	
8129	東邦ホールディングス	900	4,220.00	3,798,000	
8130	サンゲツ	800	2,944.00	2,355,200	
8131	ミツウロコグループホールディングス	400	1,951.00	780,400	
8132	シナネンホールディングス	100	6,350.00	635,000	
8133	伊藤忠エネクス	800	1,623.00	1,298,400	
8136	サンリオ	2,700	6,563.00	17,720,100	
8137	サンワテクノス	200	2,155.00	431,000	
8141	新光商事	400	915.00	366,000	
8142	トーホー	100	3,250.00	325,000	
8150	三信電気	100	2,160.00	216,000	
8151	東陽テクニカ	300	1,429.00	428,700	
8153	モスフードサービス	500	3,600.00	1,800,000	
8154	加賀電子	700	2,755.00	1,928,500	
8158	ソーダニッカ	300	1,120.00	336,000	
8159	立花エレテック	200	2,562.00	512,400	
8275	フォーバル	100	1,425.00	142,500	
8283	ＰＡＬＴＡＣ	500	4,019.00	2,009,500	
8285	三谷産業	600	351.00	210,600	
9260	西本Ｗｉｓｍｅｔｔａｃホールディングス	100	1,922.00	192,200	

9273	コーア商事ホールディングス	300	724.00	217,200	
9274	ＫＰＰグループホールディングス	700	675.00	472,500	
9305	ヤマタネ	100	3,750.00	375,000	
9824	泉州電業	200	4,300.00	860,000	
9830	トラスコ中山	700	2,016.00	1,411,200	
9832	オートバックスセブン	1,200	1,485.00	1,782,000	
9837	モリト	300	1,513.00	453,900	
9869	加藤産業	400	4,745.00	1,898,000	
9882	イエローハット	600	2,735.00	1,641,000	
9896	ＪＫホールディングス	300	1,008.00	302,400	
9902	日伝	200	3,185.00	637,000	
9932	杉本商事	300	1,329.00	398,700	
9934	因幡電機産業	900	3,938.00	3,544,200	
9960	東テク	300	2,554.00	766,200	
9962	ミスミグループ本社	5,100	2,494.00	12,719,400	
9987	スズケン	1,100	4,886.00	5,374,600	
9991	ジェコス	200	1,059.00	211,800	
262A	インターメスティック	200	1,761.00	352,200	
2659	サンエー	600	3,130.00	1,878,000	
2664	カワチ薬品	300	2,805.00	841,500	
2670	エービーシー・マート	1,500	2,773.50	4,160,250	
2674	ハードオフコーポレーション	100	1,903.00	190,300	
2678	アスクル	800	1,664.00	1,331,200	
2681	ゲオホールディングス	400	1,780.00	712,000	
2685	アダストリア	500	2,938.00	1,469,000	
2695	くら寿司	400	3,085.00	1,234,000	
2698	キャンドゥ	100	3,500.00	350,000	
2726	パルグループホールディングス	800	3,300.00	2,640,000	
2730	エディオン	1,500	1,847.00	2,770,500	
2734	サーラコーポレーション	700	863.00	604,100	
2742	ハローズ	100	4,200.00	420,000	
2752	フジオフードグループ本社	400	1,168.00	467,200	
2753	あみやき亭	200	1,628.00	325,600	
2791	大黒天物産	100	6,900.00	690,000	
2792	ハニーズホールディングス	300	1,643.00	492,900	
3028	アルペン	300	2,278.00	683,400	

3034	クオールホールディングス	400	1,598.00	639,200	
3046	ジンズホールディングス	300	6,780.00	2,034,000	
3048	ビックカメラ	2,000	1,562.50	3,125,000	
3050	ＤＣＭホールディングス	1,700	1,408.00	2,393,600	
3053	ペッパーフードサービス	1,000	190.00	190,000	
3064	ＭｏｎｏｔａＲＯ	4,700	2,735.00	12,854,500	
3086	Ｊ．フロント　リテイリング	3,800	1,901.50	7,225,700	
3087	ドトール・日レスホールディングス	600	2,400.00	1,440,000	
3088	マツキヨココカラ＆カンパニー	5,900	2,398.50	14,151,150	
3091	ブロンコビリー	200	3,700.00	740,000	
3092	ＺＯＺＯ	2,500	4,471.00	11,177,500	
3093	トレジャー・ファクトリー	200	1,715.00	343,000	
3097	物語コーポレーション	600	3,450.00	2,070,000	
3099	三越伊勢丹ホールディングス	5,000	2,268.00	11,340,000	
3134	Ｈａｍｅｅ	200	1,319.00	263,800	
3141	ウエルシアホールディングス	1,700	2,208.50	3,754,450	
3148	クリエイトＳＤホールディングス	500	2,836.00	1,418,000	
3179	シュッピン	300	1,057.00	317,100	
3182	オイシックス・ラ・大地	500	1,307.00	653,500	
3186	ネクステージ	800	1,529.00	1,223,200	
3191	ジョイフル本田	900	1,954.00	1,758,600	
3193	エターナルホスピタリティグループ	100	2,656.00	265,600	
3196	ホットランド	300	2,217.00	665,100	
3197	すかいらーくホールディングス	4,600	2,981.00	13,712,600	
3198	ＳＦＰホールディングス	200	2,030.00	406,000	
3199	綿半ホールディングス	300	1,708.00	512,400	
3221	ヨシックスホールディングス	100	2,877.00	287,700	
3222	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	1,400	831.00	1,163,400	
3319	ゴルフダイジェスト・オンライン	200	325.00	65,000	
3328	ＢＥＥＮＯＳ	200	3,980.00	796,000	
3333	あさひ	300	1,437.00	431,100	
3341	日本調剤	200	1,454.00	290,800	
3349	コスモス薬品	700	7,323.00	5,126,100	
3382	セブン＆アイ・ホールディングス	36,900	2,168.00	79,999,200	
3387	クリエイト・レストランツ・ホールディング	2,500	1,297.00	3,242,500	

3391	ツルハホールディングス	600	9,371.00	5,622,600	
3395	サンマルクホールディングス	300	2,332.00	699,600	
3397	トリドールホールディングス	900	3,956.00	3,560,400	
3415	ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	400	340.00	136,000	
3539	ＪＭホールディングス	200	2,398.00	479,600	
3546	アレンザホールディングス	200	1,059.00	211,800	
3547	串カツ田中ホールディングス	100	1,393.00	139,300	
3548	バロックジャパンリミテッド	400	695.00	278,000	
3549	クスリのアオキホールディングス	900	3,240.00	2,916,000	
3561	力の源ホールディングス	300	1,500.00	450,000	
3563	ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥ	1,800	4,326.00	7,786,800	
4350	メディカルシステムネットワーク	300	393.00	117,900	
7419	ノジマ	1,100	2,494.00	2,743,400	
7421	カッパ・クリエイト	500	1,496.00	748,000	
7453	良品計画	4,000	3,900.00	15,600,000	
7463	アドヴァングループ	300	905.00	271,500	
7475	アルビス	100	2,782.00	278,200	
7508	Ｇ－７ホールディングス	400	1,365.00	546,000	
7512	イオン北海道	800	850.00	680,000	
7513	コジマ	600	1,033.00	619,800	
7516	コーナン商事	400	3,645.00	1,458,000	
7520	エコス	100	2,090.00	209,000	
7522	ワタミ	400	1,067.00	426,800	
7532	パン・パシフィック・インターナショナルホ	6,800	4,141.00	28,158,800	
7545	西松屋チェーン	700	2,047.00	1,432,900	
7550	ゼンショーホールディングス	1,900	8,331.00	15,828,900	
7554	幸楽苑	300	1,093.00	327,900	
7581	サイゼリヤ	500	4,370.00	2,185,000	
7593	ＶＴホールディングス	1,300	503.00	653,900	
7596	魚力	100	2,451.00	245,100	
7605	フジ・コーポレーション	200	2,094.00	418,800	
7606	ユナイテッドアローズ	400	2,136.00	854,400	
7611	ハイデイ日高	500	2,844.00	1,422,000	
7616	コロワイド	1,900	1,737.00	3,300,300	
7630	壱番屋	1,300	953.00	1,238,900	

7649	スギホールディングス	1,800	2,800.50	5,040,900	
7679	薬王堂ホールディングス	200	1,868.00	373,600	
7683	ダブルエー	100	1,200.00	120,000	
8005	スクロール	500	1,028.00	514,000	
8008	ヨンドシーホールディングス	300	1,796.00	538,800	
8160	木曽路	500	2,190.00	1,095,000	
8163	ＳＲＳホールディングス	600	1,235.00	741,000	
8165	千趣会	700	259.00	181,300	
8167	リテールパートナーズ	500	1,340.00	670,000	
8173	上新電機	300	2,215.00	664,500	
8174	日本瓦斯	1,600	2,241.00	3,585,600	
8179	ロイヤルホールディングス	600	2,588.00	1,552,800	
8185	チヨダ	300	1,083.00	324,900	
8194	ライフコーポレーション	800	1,883.00	1,506,400	
8200	リンガーハット	400	2,253.00	901,200	
8203	ＭｒＭａｘＨＤ	400	672.00	268,800	
8214	ＡＯＫＩホールディングス	700	1,315.00	920,500	
8217	オークワ	500	865.00	432,500	
8218	コメリ	500	2,935.00	1,467,500	
8219	青山商事	700	2,127.00	1,488,900	
8227	しまむら	800	8,516.00	6,812,800	
8233	高島屋	4,600	1,230.00	5,658,000	
8237	松屋	600	1,038.00	622,800	
8242	エイチ・ツー・オー　リテイリング	1,600	2,294.50	3,671,200	
8244	近鉄百貨店	200	2,247.00	449,400	
8252	丸井グループ	2,200	2,635.00	5,797,000	
8255	アクシアル　リテイリング	900	986.00	887,400	
8267	イオン	12,400	3,895.00	48,298,000	
8273	イズミ	500	3,137.00	1,568,500	
8276	平和堂	500	2,485.00	1,242,500	
8278	フジ	600	2,176.00	1,305,600	
8279	ヤオコー	400	9,106.00	3,642,400	
8281	ゼビオホールディングス	500	1,221.00	610,500	
8282	ケーズホールディングス	2,200	1,393.00	3,064,600	
9262	シルバーライフ	100	744.00	74,400	
9267	Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	300	2,950.00	885,000	

9278	ブックオフグループホールディングス	200	1,404.00	280,800	
9279	ギフトホールディングス	200	3,715.00	743,000	
9627	アインホールディングス	300	4,954.00	1,486,200	
9828	Ｇｅｎｋｉ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｄｉｎｉｎｇ	200	3,440.00	688,000	
9831	ヤマダホールディングス	10,300	429.00	4,418,700	
9842	アークランズ	1,000	1,619.00	1,619,000	
9843	ニトリホールディングス	1,200	15,025.00	18,030,000	
9850	グルメ杵屋	300	1,098.00	329,400	
9856	ケーユーホールディングス	200	1,135.00	227,000	
9861	吉野家ホールディングス	1,300	3,044.00	3,957,200	
9887	松屋フーズホールディングス	200	5,880.00	1,176,000	
9900	サガミホールディングス	500	1,730.00	865,000	
9936	王将フードサービス	700	3,250.00	2,275,000	
9946	ミニストップ	300	1,828.00	548,400	
9948	アークス	600	2,947.00	1,768,200	
9956	バローホールディングス	600	2,375.00	1,425,000	
9974	ベルク	200	6,800.00	1,360,000	
9979	大庄	200	1,091.00	218,200	
9983	ファーストリテイリング	1,900	45,660.00	86,754,000	
9989	サンドラッグ	1,100	4,167.00	4,583,700	
9990	サックスバー　ホールディングス	300	909.00	272,700	
9997	ベルーナ	800	936.00	748,800	
5830	いよぎんホールディングス	4,100	1,707.00	6,998,700	
5831	しずおかフィナンシャルグループ	6,900	1,606.50	11,084,850	
5832	ちゅうぎんフィナンシャルグループ	2,600	1,655.00	4,303,000	
5838	楽天銀行	1,400	6,579.00	9,210,600	
5844	京都フィナンシャルグループ	3,900	2,356.50	9,190,350	
7167	めぶきフィナンシャルグループ	15,600	671.70	10,478,520	
7173	東京きらぼしフィナンシャルグループ	400	5,060.00	2,024,000	
7180	九州フィナンシャルグループ	5,500	729.30	4,011,150	
7182	ゆうちょ銀行	25,700	1,556.00	39,989,200	
7184	富山第一銀行	1,000	1,047.00	1,047,000	
7186	コンコルディア・フィナンシャルグループ	16,600	970.50	16,110,300	
7189	西日本フィナンシャルホールディングス	1,900	2,028.00	3,853,200	

7322	三十三フィナンシャルグループ	300	2,335.00	700,500	
7327	第四北越フィナンシャルグループ	1,000	3,005.00	3,005,000	
7337	ひろぎんホールディングス	4,400	1,232.00	5,420,800	
7350	おきなわフィナンシャルグループ	200	2,546.00	509,200	
7380	十六フィナンシャルグループ	400	4,715.00	1,886,000	
7381	北國フィナンシャルホールディングス	300	5,590.00	1,677,000	
7384	プロクレアホールディングス	400	1,806.00	722,400	
7389	あいちフィナンシャルグループ	600	2,834.00	1,700,400	
8304	あおぞら銀行	2,100	2,158.00	4,531,800	
8306	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	199,700	2,000.50	399,499,850	
8308	りそなホールディングス	38,200	1,294.50	49,449,900	
8309	三井住友トラストグループ	11,100	3,827.00	42,479,700	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	65,000	3,867.00	251,355,000	
8331	千葉銀行	9,600	1,416.50	13,598,400	
8334	群馬銀行	5,400	1,211.00	6,539,400	
8336	武蔵野銀行	500	3,190.00	1,595,000	
8337	千葉興業銀行	700	1,445.00	1,011,500	
8338	筑波銀行	1,400	256.00	358,400	
8341	七十七銀行	1,000	4,523.00	4,523,000	
8343	秋田銀行	200	2,492.00	498,400	
8344	山形銀行	300	1,414.00	424,200	
8345	岩手銀行	200	3,115.00	623,000	
8346	東邦銀行	2,700	339.00	915,300	
8354	ふくおかフィナンシャルグループ	2,700	3,898.00	10,524,600	
8358	スルガ銀行	2,100	1,329.00	2,790,900	
8359	八十二銀行	7,000	1,006.50	7,045,500	
8360	山梨中央銀行	300	2,074.00	622,200	
8361	大垣共立銀行	600	2,275.00	1,365,000	
8362	福井銀行	300	1,835.00	550,500	
8364	清水銀行	100	1,468.00	146,800	
8366	滋賀銀行	500	4,795.00	2,397,500	
8367	南都銀行	500	3,620.00	1,810,000	
8368	百五銀行	2,900	731.00	2,119,900	
8370	紀陽銀行	1,100	2,253.00	2,478,300	
8377	ほくほくフィナンシャルグループ	1,800	2,373.50	4,272,300	
8381	山陰合同銀行	1,900	1,293.00	2,456,700	

8386	百十四銀行	300	3,515.00	1,054,500	
8387	四国銀行	500	1,201.00	600,500	
8388	阿波銀行	400	2,909.00	1,163,600	
8392	大分銀行	200	3,380.00	676,000	
8393	宮崎銀行	200	3,350.00	670,000	
8395	佐賀銀行	200	2,232.00	446,400	
8399	琉球銀行	700	1,159.00	811,300	
8410	セブン銀行	11,200	295.70	3,311,840	
8411	みずほフィナンシャルグループ	42,000	4,202.00	176,484,000	
8418	山口フィナンシャルグループ	3,100	1,711.50	5,305,650	
8522	名古屋銀行	200	7,570.00	1,514,000	
8524	北洋銀行	4,200	519.00	2,179,800	
8541	愛媛銀行	500	1,096.00	548,000	
8544	京葉銀行	1,400	851.00	1,191,400	
8550	栃木銀行	1,400	296.00	414,400	
8551	北日本銀行	100	3,370.00	337,000	
8558	東和銀行	600	653.00	391,800	
8600	トモニホールディングス	3,000	511.00	1,533,000	
8713	フィデアホールディングス	300	1,538.00	461,400	
8714	池田泉州ホールディングス	4,300	416.00	1,788,800	
7148	ＦＰＧ	1,100	2,365.00	2,601,500	
7172	ジャパンインベストメントアドバイザー	500	1,795.00	897,500	
8473	ＳＢＩホールディングス	5,000	4,181.00	20,905,000	
8595	ジャフコ　グループ	900	2,170.50	1,953,450	
8601	大和証券グループ本社	22,300	1,038.00	23,147,400	
8604	野村ホールディングス	52,400	928.60	48,658,640	
8609	岡三証券グループ	2,500	670.00	1,675,000	
8613	丸三証券	1,000	969.00	969,000	
8614	東洋証券	900	580.00	522,000	
8616	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	3,700	504.00	1,864,800	
8622	水戸証券	900	546.00	491,400	
8624	いちよし証券	600	773.00	463,800	
8628	松井証券	2,100	791.00	1,661,100	
8698	マネックスグループ	3,000	724.00	2,172,000	
8706	極東証券	400	1,554.00	621,600	

8707	岩井コスモホールディングス	400	2,423.00	969,200	
8708	アイザワ証券グループ	400	1,640.00	656,000	
8739	スパークス・グループ	300	1,630.00	489,000	
7181	かんぽ生命保険	3,600	3,078.00	11,080,800	
7388	ＦＰパートナー	100	2,488.00	248,800	
8630	ＳＯＭＰＯホールディングス	15,200	4,529.00	68,840,800	
8715	アニコム　ホールディングス	1,100	511.00	562,100	
8725	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホール	22,800	3,286.00	74,920,800	
8750	第一生命ホールディングス	14,600	4,530.00	66,138,000	
8766	東京海上ホールディングス	30,400	5,580.00	169,632,000	
8795	Ｔ＆Ｄホールディングス	8,400	3,120.00	26,208,000	
8798	アドバンスクリエイト	200	295.00	59,000	
7164	全国保証	800	5,641.00	4,512,800	
7187	ジェイリース	200	1,305.00	261,000	
7198	ＳＢＩアルヒ	300	853.00	255,900	
7199	プレミアグループ	500	2,196.00	1,098,000	
7383	ネットプロテクションズホールディングス	1,000	460.00	460,000	
8253	クレディセゾン	2,000	3,626.00	7,252,000	
8424	芙蓉総合リース	300	11,510.00	3,453,000	
8425	みずほリース	2,300	1,049.00	2,412,700	
8439	東京センチュリー	2,300	1,527.50	3,513,250	
8511	日本証券金融	1,100	1,808.00	1,988,800	
8515	アイフル	5,200	348.00	1,809,600	
8566	リコーリース	300	5,300.00	1,590,000	
8570	イオンフィナンシャルサービス	1,800	1,336.00	2,404,800	
8572	アコム	7,400	395.60	2,927,440	
8584	ジャックス	400	3,840.00	1,536,000	
8585	オリエントコーポレーション	1,000	810.00	810,000	
8591	オリックス	17,900	3,112.00	55,704,800	
8593	三菱ＨＣキャピタル	15,600	1,030.00	16,068,000	
8697	日本取引所グループ	18,500	1,606.50	29,720,250	
8771	イー・ギャランティ	500	1,775.00	887,500	
8793	ＮＥＣキャピタルソリューション	200	3,945.00	789,000	
1435	ｒｏｂｏｔ　ｈｏｍｅ	900	174.00	156,600	
1878	大東建託	1,100	15,295.00	16,824,500	

2337	いちご	2,600	367.00	954,200	
2353	日本駐車場開発	3,700	238.00	880,600	
2975	スター・マイカ・ホールディングス	300	833.00	249,900	
2980	ＳＲＥホールディングス	100	2,810.00	281,000	
3003	ヒューリック	7,300	1,397.50	10,201,750	
3231	野村不動産ホールディングス	2,000	4,206.00	8,412,000	
3232	三重交通グループホールディングス	700	525.00	367,500	
3245	ディア・ライフ	500	1,043.00	521,500	
3252	地主	300	2,038.00	611,400	
3276	ＪＰＭＣ	200	1,146.00	229,200	
3284	フージャースホールディングス	500	1,071.00	535,500	
3288	オープンハウスグループ	1,100	5,650.00	6,215,000	
3289	東急不動産ホールディングス	9,400	970.00	9,118,000	
3291	飯田グループホールディングス	3,000	2,251.50	6,754,500	
3457	Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス	200	1,228.00	245,600	
3458	シーアールイー	100	1,691.00	169,100	
3465	ケイアイスター不動産	200	4,665.00	933,000	
3475	グッドコムアセット	300	788.00	236,400	
3480	ジェイ・エス・ビー	100	3,225.00	322,500	
3482	ロードスターキャピタル	200	2,414.00	482,800	
3498	霞ヶ関キャピタル	100	12,750.00	1,275,000	
4666	パーク２４	2,400	2,008.50	4,820,400	
4809	パラカ	100	1,827.00	182,700	
6620	宮越ホールディングス	100	1,186.00	118,600	
8801	三井不動産	42,800	1,254.50	53,692,600	
8802	三菱地所	17,700	2,226.50	39,409,050	
8803	平和不動産	500	4,675.00	2,337,500	
8804	東京建物	2,700	2,384.00	6,436,800	
8818	京阪神ビルディング	500	1,410.00	705,000	
8830	住友不動産	5,100	5,485.00	27,973,500	
8841	テーオーシー	600	647.00	388,200	
8848	レオパレス２１	2,700	554.00	1,495,800	
8850	スターツコーポレーション	500	3,965.00	1,982,500	
8860	フジ住宅	400	723.00	289,200	
8864	空港施設	400	614.00	245,600	
8869	明和地所	200	1,035.00	207,000	

8871	ゴールドクレスト	200	3,075.00	615,000	
8877	エスリード	100	4,295.00	429,500	
8881	日神グループホールディングス	500	544.00	272,000	
8892	日本エスコン	800	1,032.00	825,600	
8897	ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	1,800	508.00	914,400	
8905	イオンモール	1,900	2,386.00	4,533,400	
8918	ランド	20,100	8.00	160,800	
8919	カチタス	800	1,964.00	1,571,200	
8923	トーセイ	500	2,396.00	1,198,000	
8934	サンフロンティア不動産	500	1,963.00	981,500	
8935	ＦＪネクストホールディングス	300	1,224.00	367,200	
8999	グランディハウス	300	585.00	175,500	
9706	日本空港ビルデング	1,100	4,354.00	4,789,400	
2120	ＬＩＦＵＬＬ	800	159.00	127,200	
2121	ＭＩＸＩ	600	3,340.00	2,004,000	
2124	ジェイエイシーリクルートメント	1,200	779.00	934,800	
2127	日本M&Aセンターホールディングス	4,800	611.00	2,932,800	
2130	メンバーズ	100	1,177.00	117,700	
2146	ＵＴグループ	400	2,214.00	885,600	
2148	アイティメディア	200	1,615.00	323,000	
2150	ケアネット	700	651.00	455,700	
2153	Ｅ・Ｊホールディングス	200	1,643.00	328,600	
2154	オープンアップグループ	1,100	1,825.00	2,007,500	
2157	コシダカホールディングス	1,000	1,024.00	1,024,000	
2168	パソナグループ	400	2,118.00	847,200	
2170	リンクアンドモチベーション	800	528.00	422,400	
2175	エス・エム・エス	1,200	1,201.00	1,441,200	
2181	パーソルホールディングス	29,600	242.00	7,163,200	
2193	クックパッド	900	134.00	120,600	
2301	学情	200	1,820.00	364,000	
2305	スタジオアリス	200	2,056.00	411,200	
2325	ＮＪＳ	100	4,515.00	451,500	
2331	綜合警備保障	5,400	1,107.50	5,980,500	
2371	カカクコム	2,300	2,220.00	5,106,000	
2372	アイロムグループ	100	2,785.00	278,500	
2374	セントケア・ホールディング	200	736.00	147,200	

2378	ルネサンス	300	1,088.00	326,400	
2379	ディップ	600	2,222.00	1,333,200	
2389	デジタルホールディングス	200	1,486.00	297,200	
2395	新日本科学	300	1,539.00	461,700	
2413	エムスリー	6,400	1,755.00	11,232,000	
2429	ワールドホールディングス	100	2,045.00	204,500	
2432	ディー・エヌ・エー	1,300	3,368.00	4,378,400	
2433	博報堂ＤＹホールディングス	3,700	1,088.00	4,025,600	
2440	ぐるなび	600	311.00	186,600	
2445	タカミヤ	400	402.00	160,800	
2461	ファンコミュニケーションズ	500	403.00	201,500	
2462	ライク	200	1,435.00	287,000	
2471	エスプール	1,000	309.00	309,000	
2475	ＷＤＢホールディングス	200	1,900.00	380,000	
2489	アドウェイズ	400	280.00	112,000	
2491	バリューコマース	300	897.00	269,100	
2492	インフォマート	3,100	372.00	1,153,200	
2749	ＪＰホールディングス	800	676.00	540,800	
4286	ＣＬホールディングス	100	807.00	80,700	
4290	プレステージ・インターナショナル	1,500	689.00	1,033,500	
4298	プロトコーポレーション	300	2,175.00	652,500	
4301	アミューズ	200	1,620.00	324,000	
4310	ドリームインキュベータ	100	4,165.00	416,500	
4318	クイック	200	1,950.00	390,000	
4324	電通グループ	3,500	3,350.00	11,725,000	
4331	テイクアンドギヴ・ニーズ	200	929.00	185,800	
4337	ぴあ	100	2,814.00	281,400	
4343	イオンファンタジー	100	2,683.00	268,300	
4345	シーティーエス	400	799.00	319,600	
4544	Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	1,000	2,741.00	2,741,000	
4641	アルプス技研	300	2,570.00	771,000	
4651	サニックス	500	245.00	122,500	
4658	日本空調サービス	300	1,021.00	306,300	
4661	オリエンタルランド	19,200	3,122.00	59,942,400	
4665	ダスキン	700	3,680.00	2,576,000	
4668	明光ネットワークジャパン	400	755.00	302,000	

4671	ファルコホールディングス	100	2,414.00	241,400	
4680	ラウンドワン	3,100	1,021.00	3,165,100	
4681	リゾートトラスト	1,300	2,949.00	3,833,700	
4694	ビー・エム・エル	400	2,874.00	1,149,600	
4714	リソー教育	2,000	271.00	542,000	
4718	早稲田アカデミー	200	2,020.00	404,000	
4732	ユー・エス・エス	6,700	1,417.00	9,493,900	
4745	東京個別指導学院	400	339.00	135,600	
4751	サイバーエージェント	7,200	1,152.50	8,298,000	
4755	楽天グループ	22,900	898.30	20,571,070	
4763	クリーク・アンド・リバー社	200	1,688.00	337,600	
4765	ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	600	696.00	417,600	
4767	テー・オー・ダブリュー	600	315.00	189,000	
4784	ＧＭＯインターネット	100	1,170.00	117,000	
4792	山田コンサルティンググループ	200	1,730.00	346,000	
4801	セントラルスポーツ	100	2,478.00	247,800	
4848	フルキャストホールディングス	300	1,560.00	468,000	
4849	エン・ジャパン	500	1,724.00	862,000	
6028	テクノプロ・ホールディングス	2,000	3,134.00	6,268,000	
6035	アイ・アールジャパンホールディングス	200	702.00	140,400	
6036	ＫｅｅＰｅｒ技研	200	3,970.00	794,000	
6047	Ｇｕｎｏｓｙ	300	575.00	172,500	
6050	イー・ガーディアン	200	2,077.00	415,400	
6055	ジャパンマテリアル	1,000	1,386.00	1,386,000	
6058	ベクトル	400	957.00	382,800	
6062	チャーム・ケア・コーポレーション	300	1,253.00	375,900	
6070	キャリアリンク	100	2,306.00	230,600	
6071	ＩＢＪ	200	681.00	136,200	
6073	アサンテ	200	1,641.00	328,200	
6078	バリューＨＲ	300	1,510.00	453,000	
6080	Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ	300	2,830.00	849,000	
6082	ライドオンエクスプレスホールディングス	100	1,043.00	104,300	
6088	シグマクシス・ホールディングス	900	948.00	853,200	
6089	ウィルグループ	300	1,006.00	301,800	

6095	メドピア	300	474.00	142,200	
6098	リクルートホールディングス	25,400	8,496.00	215,798,400	
6099	エラン	400	740.00	296,000	
6178	日本郵政	36,400	1,559.50	56,765,800	
6183	ベルシステム２４ホールディングス	300	1,266.00	379,800	
6184	鎌倉新書	300	459.00	137,700	
6191	エアトリ	200	1,012.00	202,400	
6194	アトラエ	200	653.00	130,600	
6196	ストライク	200	3,115.00	623,000	
6197	ソラスト	900	456.00	410,400	
6199	セラク	100	1,732.00	173,200	
6200	インソース	700	804.00	562,800	
6532	ベイカレント	2,400	6,375.00	15,300,000	
6533	Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	100	778.00	77,800	
6535	アイモバイル	400	537.00	214,800	
6539	ＭＳ－Ｊａｐａｎ	200	1,004.00	200,800	
6544	ジャパンエレベーターサービスホールディン	1,300	2,739.00	3,560,700	
6564	ミダックホールディングス	200	2,129.00	425,800	
6571	キュービーネットホールディングス	200	1,032.00	206,400	
6572	オープングループ	500	289.00	144,500	
7033	マネジメントソリューションズ	200	1,756.00	351,200	
7034	プロレド・パートナーズ	100	443.00	44,300	
7038	フロンティア・マネジメント	100	690.00	69,000	
7071	アンビスホールディングス	700	645.00	451,500	
7085	カーブスホールディングス	900	653.00	587,700	
7088	フォーラムエンジニアリング	400	1,057.00	422,800	
7092	Ｆａｓｔ　Ｆｉｔｎｅｓｓ　Ｊａｐａｎ	100	1,462.00	146,200	
7095	Ｍａｃｂｅｅ　Ｐｌａｎｅｔ	100	3,110.00	311,000	
7354	ダイレクトマーケティングミックス	400	298.00	119,200	
7358	ポピンズ	100	1,013.00	101,300	
7366	ＬＩＴＡＬＩＣＯ	300	1,100.00	330,000	
8876	リログループ	1,800	1,842.50	3,316,500	
8920	東祥	300	639.00	191,700	
9161	ＩＤ＆Ｅホールディングス	100	6,470.00	647,000	

9216	ビーウィズ	100	1,542.00	154,200	
9229	サンウェルズ	100	604.00	60,400	
9247	ＴＲＥホールディングス	700	1,615.00	1,130,500	
9248	人・夢・技術グループ	100	1,729.00	172,900	
9332	ＮＩＳＳＯホールディングス	300	808.00	242,400	
9336	大栄環境	700	2,871.00	2,009,700	
9341	ＧＥＮＯＶＡ	100	1,019.00	101,900	
9347	日本管財ホールディングス	300	2,644.00	793,200	
9552	Ｍ＆Ａ総研ホールディングス	400	1,227.00	490,800	
9603	エイチ・アイ・エス	1,000	1,458.00	1,458,000	
9612	ラックランド	100	1,740.00	174,000	
9616	共立メンテナンス	1,000	3,015.00	3,015,000	
9619	イチネンホールディングス	300	1,734.00	520,200	
9621	建設技術研究所	300	2,337.00	701,100	
9622	スペース	200	1,094.00	218,800	
9628	燦ホールディングス	300	1,188.00	356,400	
9632	スバル興業	100	3,325.00	332,500	
9644	タナベコンサルティンググループ	100	1,351.00	135,100	
9663	ナガワ	100	6,600.00	660,000	
9672	東京都競馬	200	4,435.00	887,000	
9678	カナモト	500	3,225.00	1,612,500	
9699	ニシオホールディングス	300	4,130.00	1,239,000	
9715	トランス・コスモス	400	3,270.00	1,308,000	
9716	乃村工藝社	1,400	872.00	1,220,800	
9722	藤田観光	100	9,940.00	994,000	
9726	ＫＮＴ－ＣＴホールディングス	200	1,155.00	231,000	
9729	トーカイ	300	2,094.00	628,200	
9735	セコム	6,600	5,160.00	34,056,000	
9740	セントラル警備保障	200	2,805.00	561,000	
9743	丹青社	700	893.00	625,100	
9744	メイテックグループホールディングス	1,200	2,972.00	3,566,400	
9755	応用地質	300	2,824.00	847,200	
9757	船井総研ホールディングス	700	2,352.00	1,646,400	
9769	学究社	100	2,267.00	226,700	
9787	イオンディライト	300	5,380.00	1,614,000	
9788	ナック	300	628.00	188,400	

9793	ダイセキ	800	3,810.00	3,048,000	
9795	ステップ	100	2,295.00	229,500	
合　計		5,972,400		12,235,450,820	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

【中間財務諸表】

１　当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第２８４条、第３０７条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当中間計算期間（2025 年 3 月 15 日から 2025 年 9 月 14 日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2025年11月19日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトピックスオープンの2025年3月15日から2025年9月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、トピックスオープンの2025年9月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年3月15日から2025年9月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【トピックスオープン】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第35期 ［ 2025年 3月 14日現在 ］	第36期中間計算期間末 ［ 2025年 9月 14日現在 ］
資産の部		
流動資産		
金銭信託	－	361,438
コール・ローン	38,083,315	37,075,230
親投資信託受益証券	12,316,951,197	14,005,235,762
未収入金	2,567,963	5,337,391
未収利息	490	1,431
流動資産合計	12,357,602,965	14,048,011,252
資産合計	12,357,602,965	14,048,011,252
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	100,470,845	－
未払解約金	4,779,435	11,048,551
未払受託者報酬	5,396,247	5,632,516
未払委託者報酬	28,330,244	29,570,652
その他未払費用	175,323	182,995
流動負債合計	139,152,094	46,434,714
負債合計	139,152,094	46,434,714
純資産の部		
元本等		
元本	9,133,713,220	8,899,775,190
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	3,084,737,651	5,101,801,348
（分配準備積立金）	5,919,881,173	5,641,823,112
元本等合計	12,218,450,871	14,001,576,538
純資産合計	12,218,450,871	14,001,576,538
負債純資産合計	12,357,602,965	14,048,011,252

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第35期中間計算期間 自　2024年 3月 15日 至　2024年 9月 14日	第36期中間計算期間 自　2025年 3月 15日 至　2025年 9月 14日
営業収益		
受取利息	13,555	48,276
有価証券売買等損益	△259,503,401	2,158,566,560
営業収益合計	△259,489,846	2,158,614,836
営業費用		
支払利息	1	－
受託者報酬	5,545,655	5,632,516

委託者報酬	29,114,647	29,570,652
その他費用	180,170	182,995
営業費用合計	34,840,473	35,386,163
営業利益又は営業損失（△）	△294,330,319	2,123,228,673
経常利益又は経常損失（△）	△294,330,319	2,123,228,673
中間純利益又は中間純損失（△）	△294,330,319	2,123,228,673
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	18,484,121	31,838,847
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,826,868,807	3,084,737,651
剰余金増加額又は欠損金減少額	87,845,851	72,919,542
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	87,845,851	72,919,542
剰余金減少額又は欠損金増加額	139,724,958	147,245,671
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	139,724,958	147,245,671
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	2,462,175,260	5,101,801,348

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

	第35期 [2025年 3月14日現在]	第36期中間計算期間末 [2025年 9月14日現在]
1． 期首元本額	9,485,839,437円	9,133,713,220円
期中追加設定元本額	548,774,820円	201,988,324円
期中一部解約元本額	900,901,037円	435,926,354円
2． 受益権の総数	9,133,713,220口	8,899,775,190口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第35期中間計算期間 自 2024年 3月15日 至 2024年 9月14日	第36期中間計算期間 自 2025年 3月15日 至 2025年 9月14日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第35期 [2025年 3月14日現在]	第36期中間計算期間末 [2025年 9月14日現在]
1.中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（１）有価証券 同左
	（２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	（２）デリバティブ取引 同左
	（３）上記以外の金融商品	（３）上記以外の金融商品

	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第35期 [2025年 3月 14日現在]	第36期中間計算期間末 [2025年 9月 14日現在]
1口当たり純資産額	1.3377円	1.5733円
(1万口当たり純資産額)	(13,377円)	(15,733円)

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

東証株価指数マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	[2025年 9月 14日現在]
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	27,641,610
株式	13,942,372,220
派生商品評価勘定	458,900
未収入金	31,285,220
未収配当金	5,828,052
未収利息	355
差入委託証拠金	3,160,863
流動資産合計	14,010,747,220
資産合計	14,010,747,220
負債の部	
流動負債	
前受金	290,000
未払解約金	5,337,391

流動負債合計	5,627,391
負債合計	5,627,391
純資産の部	
元本等	
元本	2,988,931,379
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	11,016,188,450
元本等合計	14,005,119,829
純資産合計	14,005,119,829
負債純資産合計	14,010,747,220

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	［2025年 9月 14日現在］
1． 期首	2025年 3月 15日
期首元本額	3,100,085,877円
期中追加設定元本額	15,121,917円
期中一部解約元本額	126,276,415円
元本の内訳※	
トピックスオープン	2,988,931,379円
合計	2,988,931,379円
2． 受益権の総数	2,988,931,379口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	［2025年 9月 14日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

［2025 年 9 月 14 日現在］

区分	種類	契約額等（円）	うち 1 年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	62,250,000	—	62,710,000	460,000
合計		62,250,000	—	62,710,000	460,000

（注）時価の算定方法

1　先物取引の時価については、以下のように評価しております。
　原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2　先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（1 口当たり情報）

	［2025 年 9 月 14 日現在］
1 口当たり純資産額	4.6857 円
(1 万口当たり純資産額)	(46,857 円)

2【ファンドの現況】

【トピックスオープン】

【純資産額計算書】

2025 年 9 月 30 日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	14,017,710,641
Ⅱ　負債総額	13,173,745
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	14,004,536,896
Ⅳ　発行済口数	8,885,799,793口
Ⅴ　1 口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5761
（10,000 口当たり）	(15,761)

（参考）

東証株価指数マザーファンド

純資産額計算書

2025 年 9 月 30 日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	14,006,148,463

Ⅱ　負債総額	3,142,297
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	14,003,006,166
Ⅳ　発行済口数	2,982,436,947口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	4.6952
（10,000口当たり）	（46,952）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、

解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2025 年 9 月末現在、資本金は 2,000 百万円です。なお、発行可能株式総数は 400,000 株であり、211,581 株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

①で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b)

リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2025年 9月 30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本　数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	812	48,200,594
追加型公社債投資信託	16	1,622,976
単位型株式投資信託	78	336,342
単位型公社債投資信託	38	98,059
合　計	944	50,257,971

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号)」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、従来、千円未満の端数を切り捨てて表示しておりましたが、当事業年度より百万円未満の端数を切り捨てて表示することに変更しました。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 40 期事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 6 日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴　見　将　史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田　嶋　大　士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 40 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第39期 （2024年3月31日現在）		第40期 （2025年3月31日現在）
（資産の部）				
流動資産				
現金及び預金	※2	58,206		37,354
有価証券		15		700
前払費用		679		770
未収入金		138		25
未収委託者報酬		21,064		24,418
未収収益	※2	1,485	※2	1,005
金銭の信託		10,500		1,650
その他		371		398
流動資産合計		92,461		66,325
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	2,936	※1	2,762
器具備品	※1	1,531	※1	1,045
土地		628		628
建設仮勘定		45		747
有形固定資産合計		5,141		5,184
無形固定資産				
電話加入権		15		－
ソフトウェア		5,008		4,452
ソフトウェア仮勘定		1,587		1,003
無形固定資産合計		6,612		5,456
投資その他の資産				
投資有価証券		13,788		10,302
関係会社株式		159		159
投資不動産	※1	1,788	※1	1,712
長期差入保証金		689		690
前払年金費用		47		－
繰延税金資産		1,088		1,640
その他		45		45
貸倒引当金		△23		△23
投資その他の資産合計		17,583		14,526
固定資産合計		29,337		25,166
資産合計		121,799		91,491

（単位：百万円）

		第39期 （2024年3月31日現在）		第40期 （2025年3月31日現在）
（負債の部）				
流動負債				
預り金		807		474
未払金				
未払収益分配金		105		114
未払償還金		43		151
未払手数料	※2	7,523		8,878
その他未払金	※2	885	※2	819
未払費用	※2	8,611	※2	10,352
未払消費税等		623		1,211
未払法人税等		2,235		3,187
賞与引当金		1,182		1,308
役員賞与引当金		175		259
その他		12		1
流動負債合計		22,204		26,761
固定負債				
退職給付引当金		1,608		1,654
役員退職慰労引当金		30		25
時効後支払損引当金		250		244
資産除去債務		1,428		1,444
その他		29		29
固定負債合計		3,346		3,398
負債合計		25,551		30,159
（純資産の部）				
株主資本				
資本金		2,000		2,000
資本剰余金				
資本準備金		3,572		3,572
その他資本剰余金		41,160		41,160
資本剰余金合計		44,732		44,732
利益剰余金				
利益準備金		342		342
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998		－
繰越利益剰余金		40,236		12,846
利益剰余金合計		47,577		13,189
株主資本合計		94,310		59,921

（単位：百万円）

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,937	1,410
評価・換算差額等合計	1,937	1,410
純資産合計	96,247	61,332
負債純資産合計	121,799	91,491

（2）【損益計算書】

（単位：百万円）

		第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
営業収益			
委託者報酬		98,635	114,618
投資顧問料		3,117	3,645
その他営業収益		148	2
営業収益合計		101,901	118,266
営業費用			
支払手数料	※4	34,494	39,884
広告宣伝費		593	692
公告費		1	0
調査費			
調査費		3,537	4,604
委託調査費		27,296	32,816
事務委託費		1,861	2,486
営業雑経費			
通信費		137	156
印刷費		390	389
協会費		68	88
諸会費		20	23
事務機器関連費		2,531	2,925
その他営業雑経費		139	－
営業費用合計		71,070	84,071
一般管理費			
給料			
役員報酬		400	469
給料・手当		7,202	7,985
賞与引当金繰入		1,182	1,308
役員賞与引当金繰入		175	259
福利厚生費		1,424	1,538
交際費		10	12
旅費交通費		108	132
租税公課		397	478
不動産賃借料		728	644
退職給付費用		381	377
固定資産減価償却費		2,469	2,383
諸経費		490	1,174
一般管理費合計		14,971	16,765
営業利益		15,859	17,429

（単位：百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）		第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金		54		107
受取利息	※4	12		12
投資有価証券償還益		204		29
収益分配金等時効完成分		17		4
受取賃貸料	※4	162		214
その他		44		22
営業外収益合計		496		390
営業外費用				
投資有価証券償還損		234		7
時効後支払損引当金繰入		－		15
事務過誤費		10		7
賃貸関連費用		108		188
その他		25		9
営業外費用合計		380		227
経常利益		15,975		17,592
特別利益				
投資有価証券売却益		464		739
固定資産売却益	※1	16		－
資産除去債務履行差額		87		－
特別利益合計		568		739
特別損失				
投資有価証券売却損		57		138
投資有価証券評価損		31		－
固定資産除却損	※3	20	※3	18
固定資産売却損	※2	65	※2	6
減損損失		－	※5	1,306
企業結合関連費用	※6	1,187		－
事業譲渡関連損失		－	※7	491
特別損失合計		1,361		1,961
税引前当期純利益		15,182		16,371
法人税、住民税及び事業税	※4	4,542	※4	5,356
法人税等調整額		102		△344
法人税等合計		4,644		5,011
当期純利益		10,537		11,359

（3）【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	―	―	―	―
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342	6,998	33,267	40,608	87,341
当期変動額					
企業結合による増加			1,602	1,602	1,602
剰余金の配当			△5,171	△5,171	△5,171
当期純利益			10,537	10,537	10,537
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	6,969	6,969	6,969
当期末残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	672	672	88,013
当期変動額			
企業結合による増加			1,602
剰余金の配当			△5,171
当期純利益			10,537
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,265	1,265	1,265
当期変動額合計	1,265	1,265	8,234
当期末残高	1,937	1,937	96,247

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	―	―	―	―
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当期変動額					
剰余金の配当			△45,747	△45,747	△45,747
当期純利益			11,359	11,359	11,359
別途積立金の取崩		△6,998	6,998	―	―
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	△6,998	△27,390	△34,388	△34,388
当期末残高	342	―	12,846	13,189	59,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			△45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			―
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△527	△527	△527
当期変動額合計	△527	△527	△34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

[注記事項]

(重要な会計方針)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2.金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	3年～20年
投資不動産	3年～50年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年 2 回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年 4 回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号　2024 年 9 月 13 日　企業会計基準委員会)

「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号　2024 年 9 月 13 日　企業会計基準委員会) 等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028 年 3 月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)
建物	498 百万円	682 百万円
器具備品	1,643 百万円	2,168 百万円
投資不動産	211 百万円	288 百万円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債
区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
預金	39,776百万円	―
未収収益	12百万円	16百万円
未払手数料	886百万円	―
その他未払金	105百万円	43百万円
未払費用	599百万円	29百万円

(損益計算書関係)
※1. 固定資産売却益の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具備品	16百万円	―
計	16百万円	―

※2. 固定資産売却損の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
器具備品	65百万円	6百万円
計	65百万円	6百万円

※3. 固定資産除却損の内訳

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	15百万円	―
器具備品	3百万円	2百万円
ソフトウェア	0百万円	―
電話加入権	―	15百万円
計	20百万円	18百万円

※4. 関係会社に対する主な取引
区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
支払手数料	5,006百万円	―
受取利息	12百万円	―
受取賃貸料	152百万円	―
法人税、住民税及び事業税	132百万円	42百万円

※5. 減損損失
第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
該当事項はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。
現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。
なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

※6. 企業結合関連費用
第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当事項はありません。

※7. 事業譲渡関連損失
第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
該当事項はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）
第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 （株）	当事業年度増加株式数 （株）	当事業年度減少株式数 （株）	当事業年度末株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	－	－	211,581
合計	211,581	－	－	211,581

2. 配当に関する事項
(1)配当金支払額
2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 5,171百万円
② １株当たり配当額 24,440円
③ 基準日 2023年3月31日
④ 効力発生日 2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 45,747百万円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 216,218円
④ 基準日 2024年3月31日
⑤ 効力発生日 2024年6月27日

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 （株）	当事業年度増加株式数 （株）	当事業年度減少株式数 （株）	当事業年度末株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	－	－	211,581
合計	211,581	－	－	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 45,747百万円
② １株当たり配当額 216,218円
③ 基準日 2024年3月31日
④ 効力発生日 2024年6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 6,770百万円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 31,998円
④ 基準日 2025年3月31日
⑤ 効力発生日 2025年6月27日

（リース取引関係）

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第39期（2024年3月31日現在）	第40期（2025年3月31日現在）
1年内	681百万円	681百万円
1年超	851百万円	170百万円
合計	1,532百万円	851百万円

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（(注 2) 参照)。

第 39 期(2024 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券	15	15	－
(2) 金銭の信託	10,500	10,500	－
(3) 投資有価証券	13,788	13,788	－
資産計	24,303	24,303	－

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159 百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 39 期(2024 年 3 月 31 日現在) （単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	58,206	－	－	－
金銭の信託	10,500	－	－	－
未収委託者報酬	21,064	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15	5,351	347	11
合計	89,786	5,351	347	11

第 40 期(2025 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	37,354	37,352	△1
(2) 有価証券	700	700	－
(3) 金銭の信託	1,650	1,650	－
(4) 投資有価証券	10,099	10,099	－
資産計	49,805	49,803	△1

(注 1) 「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 159 百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-16 項を適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額 202 百万円）は上記に含めておりません。

(注 3) 現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額 1,000 百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額 36,354 百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

(注 4)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

　金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 5)　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 40 期(2025 年 3 月 31 日現在)　(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	37,354	―	―	―
金銭の信託	1,650	―	―	―
未収委託者報酬	24,418	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第 39 期(2024 年 3 月 31 日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	－	15	－	15
金銭の信託	－	10,500	－	10,500
投資有価証券	2,014	11,773	－	13,788
資産計	2,014	22,288	－	24,303

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

第 40 期(2025 年 3 月 31 日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	－	700	－	700
金銭の信託	－	1,650	－	1,650
投資有価証券	2,601	7,498	－	10,099
資産計	2,601	9,849	－	12,450

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第 39 期(2024 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

第 40 期(2025 年 3 月 31 日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
現金及び預金	－	998	－	998
資産計	－	998	－	998

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金（定期預金）は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

その他の現金及び預金（貸借対照表計上額 36,354 百万円）は、上記に含めておりません。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

第 39 期（2024 年 3 月 31 日現在）及び第 40 期（2025 年 3 月 31 日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は 159 百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第 39 期(2024 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	17,364	14,269	3,094
	小計	17,364	14,269	3,094
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	6,939	7,241	△301
	小計	6,939	7,241	△301
合計		24,303	21,511	2,792

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は 10,500 百万円、取得原価は 10,500 百万円）を含めております。

第 40 期(2025 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	2,795	3,086	△290
	小計	2,795	3,086	△290
合計		12,652	10,594	2,058

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は 1,650 百万円、取得原価は 1,650 百万円）及び投資事業有限責任組合等への出資（貸借対照表計上額は 202 百万円、取得原価は 202 百万円）を含めております。

3.売却したその他有価証券

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	－	－	－
債券	－	－	－
その他	3,750	464	57
合計	3,750	464	57

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	－	－	－
債券	－	－	－
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 31 百万円（その他有価証券のその他 31 百万円）減損処理を行っております。

当事業年度においては、減損処理を行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
退職給付債務の期首残高	3,582 百万円	3,652 百万円
勤務費用	182	180
利息費用	39	47
数理計算上の差異の発生額	△79	△207
退職給付の支払額	△300	△236
過去勤務費用の発生額	－	－
企業結合による影響額	226	－
退職給付債務の期末残高	3,652	3,437

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	2,425 百万円	2,492 百万円
期待運用収益	43	44
数理計算上の差異の発生額	227	△62
事業主からの拠出額	―	―
退職給付の支払額	△204	△116
退職給付制度終了に伴う調整額	―	△8
年金資産の期末残高	2,492	2,350

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,250 百万円	2,018 百万円
年金資産	△2,492	△2,350
	△242	△332
非積立型制度の退職給付債務	1,401	1,418
未積立退職給付債務	1,159	1,086
未認識数理計算上の差異	558	660
未認識過去勤務費用	△157	△92
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,560	1,654
退職給付引当金	1,608	1,654
前払年金費用	△47	―
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,560	1,654

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	182 百万円	180 百万円
利息費用	39	47
期待運用収益	△43	△44
数理計算上の差異の費用処理額	△29	△43
過去勤務費用の費用処理額	65	65
退職給付制度の統合に係る調整額	34	―
その他	2	△0
確定給付制度に係る退職給付費用	251	204

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
債券	62.0 %	64.7 %
株式	35.9	33.2
その他	2.1	2.1
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
割引率	1.39～1.41%	2.07～2.11%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度164百万円、当事業年度172百万円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	389百万円	392百万円
投資有価証券評価損	30	28
未払事業税	126	173
賞与引当金	362	400
役員賞与引当金	33	48
役員退職慰労引当金	9	8
退職給付引当金	492	521
減価償却超過額	199	291
資産除去債務	16	52
時効後支払損引当金	76	77
その他	227	296
繰延税金資産　小計	1,963	2,290
評価性引当額	－	－
繰延税金資産　合計	1,963	2,290
繰延税金負債		
前払年金費用	△14	－
その他有価証券評価差額金	△855	△648
その他	△5	△1
繰延税金負債　合計	△875	△649
繰延税金資産の純額	1,088	1,640

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第 39 期（2024 年 3 月 31 日現在）及び第 40 期（2025 年 3 月 31 日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 13 号)が 2025 年 3 月 31 日に公布され、2026 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、2025 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.62%、2026 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については 30.62%から 31.52%に変更しております。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が 23 百万円増加、その他有価証券評価差額金が 17 百万円、法人税等調整額が 41 百万円減少しております。

（資産除去債務関係）
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
1. 当該資産除去債務の概要
建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から 15 年と見積り、割引率は 1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第 39 期 （2024 年 3 月 31 日現在）	第 40 期 （2025 年 3 月 31 日現在）
期首残高	－	1,428 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	1,420 百万円	－
時の経過による調整額	7 百万円	15 百万円
期末残高	1,428 百万円	1,444 百万円

（収益認識関係）
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の 6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）
[セグメント情報]
第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）及び第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]
第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）及び第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）
1. 製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載

を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注 5）	科目	期末残高（注 5）
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制度	グループ通算制度に伴う通算税効果額（注 1）	132 百万円	その他未払金	105 百万円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注 2）	5,006 百万円	未払手数料	886 百万円
						投資の助言	投資助言料（注 3）	463 百万円	未払費用	260 百万円
						役員の兼任				

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注5）	科目	期末残高（注5）
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有直接100.0%	グループ通算制度 経営管理 役員の兼任	グループ通算制度に伴う通算税効果額（注1） 経営管理手数料（注4）	42百万円 508百万円	その他未払金	43百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
２．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
３．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
４．経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。
５．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	4,354百万円	未払手数料	1,028百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	7,493百万円	未払手数料	1,449百万円

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,310百万円	未払手数料	952百万円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料（注2）	451百万円	未払費用	237百万円
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	4,747百万円	未払手数料	1,115百万円
						取引銀行	コーラブル預金の預入（注3）	1,000百万円	現金及び預金	1,000百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	8,404百万円	未払手数料	1,572百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

3．預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。

4．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1株当たり純資産額	454,898.22円	289,876.37円
1株当たり当期純利益金額	49,804.10円	53,688.15円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
当期純利益金額　（百万円）	10,537	11,359
普通株主に帰属しない金額 （百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額 （百万円）	10,537	11,359
普通株式の期中平均株式数　（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

トピックスオープン

約　　款

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

トピックスオープン

運用の基本方針

約款第21条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、「東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）(配当込み)」と連動する投資成果を目標として運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

東証株価指数マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式に直接投資することがあります。

（２）投資態度

東証株価指数マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

東証株価指数マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50％以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（３）投資制限

①株式への実質投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

③投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

④外貨建資産への投資は行いません。

⑤有価証券先物取引等を行うことができます。

⑥スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑦デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

３．収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『トピックスオープン』約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第１条の２　受託者は、信託業務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。
（信託の目的および金額）
第２条　委託者は、金263億8,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第７項、第48条第１項、第49条第１項、第50条第１項、第52条第２項の規定による信託期間終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第５条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については263億8,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。
（信託日時の異なる受益権の内容）
第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第10条　この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこ

の投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし､原則としてこの信託の2006年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が2007年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して2007年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ならびに第44条に規定する委託者の指定する口座管理機関または保護預り会社に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第７条第１項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。ただし、受益権の取得申込者がその申込みをしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込みに係る受益権について、第43条第３項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことを申し出た場合は、１万口の整数倍をもって、当該受益権の取得申込みに応じるものとします。なお、2002年９月30日以降は、委託者は第43条第３項に規定する収益分配金の再投資に係る取得申込みに限り応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、第７条第１項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める累積投資契約約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得

申込者に限り、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

③　委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、前２項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

④　委託者は、前項の規定にかかわらず、受益者が第43条第３項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合または受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑤　第１項および第２項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、１口につき１円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥　前項の手数料の額は、委託者または委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑦　第５項の規定にかかわらず、受益者が第43条第３項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合または受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧　第１項および第２項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第44条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第５項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第13条　削除

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条　削除

第17条　削除

第18条　削除

第19条　削除

（投資の対象とする資産の種類等）

第19条の２　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第24条および第25条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

③　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（運用の指図範囲等）

第20条　委託者は、信託金を、主として、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とする東証株価指数マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下本項において同じ。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図します。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）

11．コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑥　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦　前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（運用の基本方針）

第21条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第22条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

（信用取引の指図範囲）

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券

４．売出しにより取得する株券

５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第24条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）
第25条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第４条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
④　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
（有価証券の貸付の指図および範囲）
第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
②　前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
（保管業務の委任）
第27条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
（有価証券の保管）
第28条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
（混蔵寄託）
第29条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。
第30条　削除
（信託財産の登記等および記載等の留保等）
第31条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、そ

の計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第32条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第33条　委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第34条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第35条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第36条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第37条　この信託の計算期間は、毎年３月15日から翌年３月14日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第４条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第38条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第39条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替

金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の６ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の６ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第41条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第43条第４項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第47条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第43条第５項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第44条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、2007年１月４日以降においても、第45条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者

および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　委託者は、第１項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第44条に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

⑤　一部解約金は、第47条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、４営業日目から当該受益者に支払います。

⑥　前各項（第２項および第３項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者または委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑦　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関）

第44条　委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第45条　受益者が、収益分配金については第43条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益権の買取り）

第46条　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位（ただし、１万口を上回らないものとします。なお、別に定める契約に係る受益権については１口単位とします。）をもって当該受益権を買い取ります。

②　前項の場合、受益権の買取価額は、買取請求を受け付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。

③　受益者は、第１項の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

④　委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、金融商品取引所等に

おける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第１項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受け付けた買取請求の受付けを取り消すことができます。

⑤　前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、第２項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の一部解約）

第47条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者または委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位(ただし、１万口を上回らないものとします。)をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申出を受け付けた受益権を除きます。）、別に定める契約に係る受益権または委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に帰属する受益権については、１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額とします。

④　信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（信託契約の解約）

第48条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異

議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、第１項の信託契約の解約をしません。

⑤　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥　第３項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項の一定の期間が１ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第53条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、第１項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付し

たときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第54条　第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第48条第３項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

（運用状況に係る情報の提供）

第54条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第55条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第55条の２　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第56条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　第43条第７項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、2000年３月31日以前の取得申込みに係る受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する2000年３月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第３条　2006年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第19条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

1990年３月15日

MUFG
三菱UFJアセットマネジメント